

令和元年 1 2 月  
令和元年 第 6 回 栃木市議会定例会  
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 139 号	市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 145 号	栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	4
議案第 146 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	8
議案第 147 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	26
議案第 148 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の 特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 149 号	栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 150 号	栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第 151 号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 制定について	66
議案第 152 号	栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第 153 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	74
議案第 154 号	栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定について	82
議案第 155 号	栃木市新市まちづくり計画の変更について	83
議案第 156 号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	84
議案第 157 号	工事請負契約の締結について（吹上小学校給食共同調理場 改築建築工事）	88
議案第 158 号	工事請負契約の締結について（吹上小学校給食共同調理場 改築機械設備工事）	96
議案第 159 号	工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館 建築工事）	104
議案第 160 号	工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館 電気設備工事）	108
議案第 161 号	工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館 機械設備工事）	112
議案第 162 号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	116
議案第 163 号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	120
議案第 164 号	指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）	123
議案第 165 号	指定管理者の指定について（栃木市西方ふれあいプラザ）	124

(水道建設課)

議案第139号

市長の専決処分事項の承認について

(損害賠償の額の決定)

提案理由

令和元年5月31日、栃木市都賀町家中地内において発生した公用車による交通事故に係る人身損害分について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって市の義務に属する損害賠償の額を決定したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

[参照条文]

地方公営企業法抜粋

(地方自治法の適用除外)

第40条 略

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例抜粋

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に対し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

#### 地方自治法抜粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市長村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

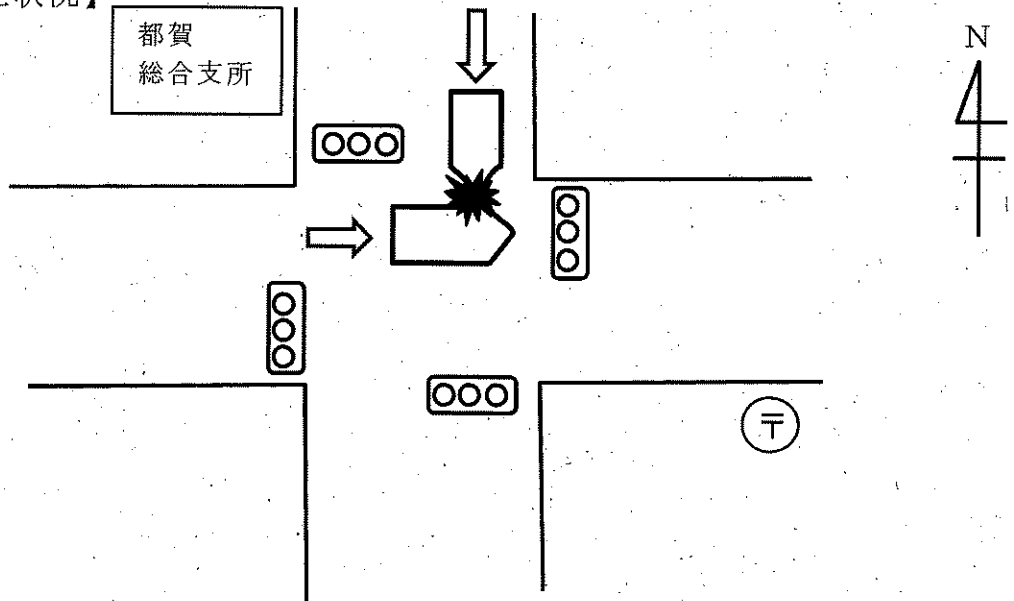
4 略

【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト  
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.427826/139.749098/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f1>) を加工して作成したものです。

【事故発生状況】



公用車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入し、走行中の車両の側面に衝突した。

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

市民憲章の制定、変更又は廃止について議会の議決すべき事件として定めるため、栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

議会の議決すべき事件に、市民憲章の制定、変更又は廃止に関するものを加えること。(本則関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

10/10/2010

議案第145号（総務課）

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

現	行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、<u>定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止とする。</u></p>	



改 正 案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正

引用条項を改め、字句の整理を行うこと。(第2条関係)

- 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

引用条項を改め、字句の整理を行うこと。(第2条及び第10条関係)

- 3 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

字句の整理を行うこと。(第2条関係)

- 4 栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員への適用について定めること。(第3条関係)

- 5 栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に対する適用について定めること。(第3条関係)

- 6 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

- (1) 引用条項を改めること。(第13条関係)

(2) 会計年度任用職員の勤務時間等について定めること。(第19条関係)

(3) 妊産婦の休息、補食に関する休暇を定めること。(別表関係)

7 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 会計年度任用職員に対する適用について定めること。

(第7条及び第8条関係)

(2) 字句の整理を行うこと。(第21条関係)

8 栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特別職の職員で非常勤職員のものものの整理を行うこと。(別表関係)

9 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の給与について定めること。(第22条関係)

10 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬について、地域手当に相当する報酬に係る規定を改めること。(第15条関係)

(2) パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理の方法について改めること。(第20条関係)

(3) 字句の整理を行うこと。(第21条関係)

[参照条文]

議案第145号と同じ。

現 行

【外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正】

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) 略

【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正】

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 略

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) 略

3 略

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) 略

改 正 案

【外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃本市職員の処遇等に関する条例の一部改正】

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) 略

【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正】

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。第10条第1号において同じ。)

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) 略

3 略

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4)・(5) 略

【栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正】

(任命権者の報告)

第2条 略

2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(10) 略

【栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正】

(休職の効果及び手続)

第3条 略

2～4 略

【栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正】

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1以下を減ずるものとする。

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】

(病気休暇)

第13条 略

2～6 略

7 第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、地方公務員法第22条第1項の規定に

改 正 案

【栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正】

(任命権者の報告)

第2条 略

2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(10) 略

【栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正】

(休職の効果及び手続)

第3条 略

2～4 略

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

【栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正】

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）第15条に規定する報酬の額をいう。）の5分の1以下を減ずるものとする。）

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】

(病気休暇)

第13条 略

2～6 略

7 第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、地方公務員法第22条の規定による条

現 行

よる条件付採用期間中の職員及び同条第5項の規定により臨時的任用をされている職員には適用しない。

8・9 略

(委任)

第18条 略

別表第1 (第14条関係)

休暇の原因	休暇を与える期間
1～6 略	略
7 略	略
8～21 略	略

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る



改 正 案

件付採用期間中の職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的任用をされている職員には適用しない。

8・9 略

(委任)

第18条 略

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

別表第1 (第14条関係)

休暇の原因	休暇を与える期間
1～6 略	略
7 略	略
8 <u>女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	必要と認められる期間
9 <u>妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき</u>	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
10～23 略	略

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

現 行

勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業した職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア・イ 略

【栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

別表（第1条関係）

職名		報酬の額	
略	略	略	略
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,000円以内
略		略	略
予防接種等嘱託医		〃	30,000 〃
外国語指導助手		月額	350,000 〃
参与		〃	300,000 〃
市税等収納員		〃	250,000 〃
介護認定審査会委員	医師	日額	20,800 〃

改 正 案

を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業した職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)  
ア・イ 略

【栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

別表(第1条関係)

職名		報酬の額	
略	略	略	略
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,000円以内
略		略	略
予防接種等嘱託医		〃	30,000 〃
参与		月額	300,000 〃
介護認定審査会委員	医師	日額	20,800 〃

現 行

	その他	〃	12,500 〃
略	略	略	略
予防接種委員会委員		〃	10,000 〃
こどもサポートセンタ	作業療法士	〃	20,000 〃
一専門員	心理相談員	〃	20,000 〃
		月額	350,000 〃
	言語相談員	日額	20,000 〃
		月額	350,000 〃
	ことばの教室指	日額	9,800 〃
	導員		
	こども支援員	日額	6,000 〃
教育支援委員会委員	医師	日額	15,000 〃
	その他	〃	5,000 〃
産業医	略	年額	略
	略	〃	略
学校医		年額	196,800円に、児童・生徒数1人につき（内科・耳鼻科）450円、（眼科）390円を加算して得た額。また、就学時健康診断従事1回につき30,000円と、児童数1人につき450円を加算して得た額
介護認定調査員		月額	160,000円に、件数1件につき、1件から40件までは2,000円を、41件からは3,000円を加算して得た額
学校支援員	特別支援	日額	9,100円以内
	学力向上	月額	183,000 〃

改 正 案

	その他	〃	12,500 〃
略	略	略	略
予防接種委員会委員		〃	10,000 〃
教育支援委員会委員	医師	〃	15,000 〃
	その他	〃	5,000 〃
産業医	略	年額	略
	略	〃	略
学校医		〃	196,800円に、児童・生徒数1人につき(内科・耳鼻科)450円、(眼科)390円を加算して得た額
学校歯科医		〃	196,800円に、児童・生徒数1人につき450円を加算して得た額
就学時健康診断医師		〃	30,000円に、児童・生徒数1人につき(内科・耳鼻科・歯科)450円、(眼科)390円を加算して得た額
学校薬剤師		〃	78,500円以内

		現	行
特別障害者手当等嘱託医		日額	20,800 //
主任介護支援専門員、介護支援専門員		月額	340,000 //
社会福祉士		//	340,000 //
認知症初期集中支援専門医		日額	30,000 //
認知症初期集中支援専門員		月額	245,000 //
子育て世代包括支援センター専門員		//	340,000 //
嘱託保育士		//	280,000 //
手話通訳者		//	340,000 //
栃木市市民会議委員	学識経験者	日額	20,000 //
	その他	//	8,000 //
その他特別職の職員で、附属機関の委員、専門委員、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの		年額	695,000円以内において、市長の定める額
		月額	206,000円以内において、市長の定める額

改 正 案

健康管理医	〃	10,000 〃
食物アレルギーアドバイザー	〃	196,800 〃
市医	〃	52,500 〃
福祉事務所嘱託医師	月額	70,000円
保育所嘱託医	年額	106,000円に、児童数1人につき 450円を加算して得た額
保育所歯科嘱託医	〃	106,000円に、児童数1人につき 450円を加算して得た額
特別障害者手当等嘱託医	日額	20,800円以内
認知症初期集中支援専門医	〃	30,000 〃
栃木市市民会議委員	学識経験者	〃 20,000 〃
	その他	〃 8,000 〃
学校運営協議会委員	年額	10,000 〃
顧問弁護士	〃	360,000 〃
美術館館長	月額	206,000 〃
教育研究所所長	〃	130,000 〃
その他特別職の職員で、附属機関の委員、 専門委員、調査員、嘱託員及びこれらの 者に準ずるもの		

現 行

日額	8,000円以内において、市長の定める額
----	----------------------

【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

(臨時職員の給与)

第22条 臨時的に雇用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長が別に定める。

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正】

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 略

2・3 略

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、第3条の規定を適用して得た額に、100分の3を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 第15条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1月の報酬額に100円未満の端数を生じたときは、50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げるものとする。

2 第23条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパート



改 正 案

	日額	8,000円以内において、市長の定める額
--	----	----------------------

【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

(会計年度任用職員の給与)

第22条 会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正】

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 略

2・3 略

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、第3条の規定を適用して得た額に、当該額を基礎として給与条例第9条の2の規定により算定した地域手当の額に相当する額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 第23条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパート

現

行

タイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

## 改 正 案

タイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
(第1条関係)

期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。

(第6条関係)

- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
(第2条関係)

期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。

(第6条関係)

[参照条文]

議案第145号と同じ。



現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)】

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在(前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)】

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在(前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用  
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

#### 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めもの。

#### ◎改正の概要

- 1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）
  - (1) 地方公務員法の一部改正に伴う字句の整理を行うこと。  
(第17条、第17条の2、第17条の4及び第18条関係)
  - (2) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。  
(第17条の4関係)
  - (3) 行政職給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)
  - (4) 消防職給料表の給料月額を引き上げること。(別表第2関係)
- 2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）
  - (1) 住居手当について、支給の対象となる家賃額の下限及び手当の支給額  
の上限を引き上げること。(第9条の3関係)
  - (2) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。



(第17条の4関係)

(3) 会計年度任用職員制度の開始に伴い字句の整理を行うこと。

(第18条の3関係)

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第3条関係)

(1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。(第10条関係)

(2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)

(3) 任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第2関係)

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第4条関係)

期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を均等にする。

(第10条関係)

[参照条文]

議案第145号と同じ。

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 略

（勤勉手当）

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) 略

（勤勉手当）

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合

現 行

において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(休職者の給与)

第18条 略

2～4 略

5 職員が地方公務員法第27条第2項に基づく条例で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、条例で定めるところに従いこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、前5項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 略

改 正 案

において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

（休職者の給与）

第18条 略

2～4 略

5 職員が地方公務員法第27条第2項の条例で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、条例で定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 略

現

行

別表第1 (第3条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>230,000</u>	<u>263,000</u>	<u>288,900</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,100</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>293,400</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>295,500</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>297,400</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,700</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>302,000</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

現

行

37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>213,700</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>214,800</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>215,900</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>216,900</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>218,000</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>219,100</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>220,100</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>221,000</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>222,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>222,400</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>223,300</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>224,100</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>224,900</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>225,600</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>226,600</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>227,400</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>228,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>229,000</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>229,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>230,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>231,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>232,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>233,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>233,700</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>234,500</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>235,300</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,000</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>236,700</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,300</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,000</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>238,800</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		



改 正 案

37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>215,200</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>216,300</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>217,400</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>218,400</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>219,500</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>220,600</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>221,600</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>222,500</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		

現

行

79	<u>239,600</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				

改 正 案

79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				

現

行

	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

## 別表第2 (第3条関係)

## 消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>167,700</u>	<u>183,500</u>	<u>209,900</u>	<u>249,600</u>	<u>292,900</u>	<u>319,300</u>	347,600	381,900
	2	<u>169,400</u>	<u>185,200</u>	<u>211,900</u>	<u>251,400</u>	<u>294,900</u>	<u>321,500</u>	349,800	384,100
	3	<u>171,200</u>	<u>187,000</u>	<u>213,900</u>	<u>253,200</u>	<u>297,000</u>	<u>323,800</u>	352,100	386,000
	4	<u>172,900</u>	<u>188,800</u>	<u>215,900</u>	<u>255,000</u>	<u>299,300</u>	<u>325,900</u>	354,300	388,100
	5	<u>174,400</u>	<u>190,700</u>	<u>217,900</u>	<u>256,700</u>	<u>301,000</u>	<u>328,100</u>	356,300	389,800
	6	<u>176,300</u>	<u>193,000</u>	<u>219,700</u>	<u>258,500</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>	358,400	391,800
	7	<u>178,100</u>	<u>195,300</u>	<u>221,700</u>	<u>260,100</u>	<u>305,300</u>	<u>332,600</u>	360,600	393,600
	8	<u>180,000</u>	<u>197,600</u>	<u>223,600</u>	<u>261,800</u>	<u>307,500</u>	334,800	362,800	395,400
	9	<u>181,700</u>	<u>199,800</u>	<u>225,700</u>	<u>263,100</u>	<u>309,400</u>	336,500	364,500	397,100
	10	<u>183,400</u>	<u>202,400</u>	<u>227,500</u>	<u>264,700</u>	<u>311,600</u>	338,800	366,700	399,100
	11	<u>185,100</u>	<u>204,900</u>	<u>229,300</u>	<u>266,000</u>	<u>313,900</u>	341,000	368,700	401,100
	12	<u>186,800</u>	<u>207,400</u>	<u>231,100</u>	<u>267,300</u>	<u>316,000</u>	343,300	370,900	403,200
	13	<u>188,700</u>	<u>209,700</u>	<u>232,900</u>	<u>268,700</u>	<u>318,100</u>	345,300	372,700	404,900
	14	<u>190,800</u>	<u>211,500</u>	<u>234,800</u>	<u>270,100</u>	<u>320,400</u>	347,400	374,800	407,000
	15	<u>192,900</u>	<u>213,300</u>	<u>236,700</u>	<u>271,200</u>	<u>322,600</u>	349,600	376,800	409,000
	16	<u>195,000</u>	<u>215,100</u>	<u>238,600</u>	<u>272,500</u>	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	<u>197,200</u>	<u>217,000</u>	<u>240,100</u>	<u>273,300</u>	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	<u>199,600</u>	<u>218,700</u>	<u>241,900</u>	<u>274,700</u>	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	<u>202,000</u>	<u>220,600</u>	<u>243,700</u>	<u>276,100</u>	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	<u>204,400</u>	<u>222,400</u>	<u>245,500</u>	<u>277,500</u>	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	<u>206,900</u>	<u>224,100</u>	<u>247,100</u>	<u>278,800</u>	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	<u>208,700</u>	<u>225,900</u>	<u>248,500</u>	<u>280,200</u>	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	<u>210,400</u>	<u>227,700</u>	<u>249,700</u>	<u>281,500</u>	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	<u>212,200</u>	<u>229,500</u>	<u>251,000</u>	<u>283,000</u>	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	<u>214,100</u>	<u>231,100</u>	<u>252,300</u>	<u>284,200</u>	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	<u>215,800</u>	<u>232,800</u>	<u>253,500</u>	<u>286,000</u>	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	<u>217,600</u>	<u>234,500</u>	<u>254,800</u>	<u>288,000</u>	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	<u>219,300</u>	<u>236,200</u>	<u>256,000</u>	<u>290,000</u>	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	<u>221,200</u>	<u>237,400</u>	<u>257,100</u>	<u>291,900</u>	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	<u>223,000</u>	<u>239,200</u>	<u>258,200</u>	<u>293,900</u>	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	<u>224,800</u>	<u>241,000</u>	<u>259,500</u>	<u>295,700</u>	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	<u>226,600</u>	<u>242,800</u>	<u>260,600</u>	<u>297,600</u>	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	<u>228,200</u>	<u>244,200</u>	<u>261,100</u>	<u>299,300</u>	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	<u>229,900</u>	<u>245,700</u>	<u>262,300</u>	<u>301,100</u>	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	<u>231,600</u>	<u>247,000</u>	<u>263,400</u>	<u>303,000</u>	362,200	389,200	413,700	440,900
36	<u>233,300</u>	<u>248,400</u>	<u>264,600</u>	<u>304,800</u>	364,300	391,100	415,200	442,500	

改 正 案

別表第2 (第3条関係)  
消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>169,900</u>	<u>185,600</u>	<u>211,600</u>	<u>251,300</u>	<u>294,300</u>	<u>320,200</u>	347,600	381,900
	2	<u>171,600</u>	<u>187,300</u>	<u>213,600</u>	<u>253,100</u>	<u>296,100</u>	<u>322,400</u>	349,800	384,100
	3	<u>173,400</u>	<u>189,100</u>	<u>215,600</u>	<u>254,900</u>	<u>298,200</u>	<u>324,500</u>	352,100	386,000
	4	<u>175,100</u>	<u>190,900</u>	<u>217,600</u>	<u>256,700</u>	<u>300,500</u>	<u>326,500</u>	354,300	388,100
	5	<u>176,500</u>	<u>192,700</u>	<u>219,600</u>	<u>258,400</u>	<u>302,200</u>	<u>328,700</u>	356,300	389,800
	6	<u>178,400</u>	<u>195,000</u>	<u>221,400</u>	<u>260,200</u>	<u>304,300</u>	<u>330,600</u>	358,400	391,800
	7	<u>180,200</u>	<u>197,300</u>	<u>223,400</u>	<u>261,800</u>	<u>306,300</u>	<u>332,800</u>	360,600	393,600
	8	<u>182,100</u>	<u>199,600</u>	<u>225,300</u>	<u>263,500</u>	<u>308,400</u>	334,800	362,800	395,400
	9	<u>183,700</u>	<u>201,600</u>	<u>227,400</u>	<u>264,800</u>	<u>310,300</u>	336,500	364,500	397,100
	10	<u>185,400</u>	<u>204,200</u>	<u>229,200</u>	<u>266,400</u>	<u>312,500</u>	338,800	366,700	399,100
	11	<u>187,100</u>	<u>206,700</u>	<u>231,000</u>	<u>267,700</u>	<u>314,600</u>	341,000	368,700	401,100
	12	<u>188,800</u>	<u>209,200</u>	<u>232,800</u>	<u>269,000</u>	<u>316,600</u>	343,300	370,900	403,200
	13	<u>190,600</u>	<u>211,400</u>	<u>234,600</u>	<u>270,400</u>	<u>318,700</u>	345,300	372,700	404,900
	14	<u>192,700</u>	<u>213,200</u>	<u>236,500</u>	<u>271,800</u>	<u>320,700</u>	347,400	374,800	407,000
	15	<u>194,800</u>	<u>215,000</u>	<u>238,400</u>	<u>272,900</u>	<u>322,800</u>	349,600	376,800	409,000
	16	<u>196,900</u>	<u>216,800</u>	<u>240,300</u>	<u>274,200</u>	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	<u>199,000</u>	<u>218,700</u>	<u>241,800</u>	<u>274,900</u>	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	<u>201,400</u>	<u>220,400</u>	<u>243,600</u>	<u>276,300</u>	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	<u>203,800</u>	<u>222,300</u>	<u>245,400</u>	<u>277,700</u>	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	<u>206,200</u>	<u>224,100</u>	<u>247,200</u>	<u>279,000</u>	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	<u>208,600</u>	<u>225,800</u>	<u>248,800</u>	<u>280,300</u>	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	<u>210,400</u>	<u>227,600</u>	<u>250,200</u>	<u>281,500</u>	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	<u>212,100</u>	<u>229,400</u>	<u>251,400</u>	<u>282,800</u>	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	<u>213,900</u>	<u>231,200</u>	<u>252,700</u>	<u>284,300</u>	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	<u>215,800</u>	<u>232,800</u>	<u>254,000</u>	<u>285,500</u>	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	<u>217,500</u>	<u>234,500</u>	<u>255,200</u>	<u>287,200</u>	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	<u>219,300</u>	<u>236,200</u>	<u>256,500</u>	<u>289,200</u>	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	<u>221,000</u>	<u>237,900</u>	<u>257,700</u>	<u>291,200</u>	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	<u>222,900</u>	<u>239,100</u>	<u>258,800</u>	<u>293,100</u>	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	<u>224,700</u>	<u>240,900</u>	<u>259,900</u>	<u>295,000</u>	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	<u>226,500</u>	<u>242,700</u>	<u>261,100</u>	<u>296,700</u>	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	<u>228,300</u>	<u>244,500</u>	<u>262,200</u>	<u>298,500</u>	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	<u>229,900</u>	<u>245,900</u>	<u>262,700</u>	<u>300,200</u>	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	<u>231,600</u>	<u>247,400</u>	<u>263,900</u>	<u>301,900</u>	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	<u>233,300</u>	<u>248,700</u>	<u>265,000</u>	<u>303,700</u>	362,200	389,200	413,700	440,900
36	<u>235,000</u>	<u>250,100</u>	<u>266,000</u>	<u>305,400</u>	364,300	391,100	415,200	442,500	

現

行

37	<u>234,500</u>	<u>249,700</u>	<u>265,500</u>	<u>306,600</u>	366,200	392,800	416,500	443,900
38	<u>236,300</u>	<u>251,000</u>	<u>266,700</u>	<u>308,500</u>	368,300	394,300	418,000	444,600
39	<u>238,100</u>	<u>252,200</u>	<u>267,700</u>	<u>310,400</u>	370,300	395,600	419,500	445,300
40	<u>239,900</u>	<u>253,400</u>	<u>268,700</u>	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	<u>241,300</u>	<u>254,500</u>	<u>269,900</u>	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	<u>242,700</u>	<u>255,700</u>	<u>271,200</u>	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	<u>244,000</u>	<u>256,800</u>	<u>272,500</u>	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	<u>245,200</u>	<u>257,900</u>	<u>273,700</u>	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	<u>246,500</u>	<u>258,600</u>	<u>274,800</u>	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	<u>247,600</u>	<u>259,700</u>	<u>276,300</u>	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	<u>248,600</u>	<u>260,800</u>	<u>277,800</u>	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	<u>249,500</u>	<u>262,000</u>	<u>279,300</u>	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	<u>250,300</u>	<u>262,900</u>	<u>281,100</u>	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	<u>251,400</u>	<u>264,100</u>	<u>282,800</u>	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	<u>252,600</u>	<u>265,100</u>	<u>284,500</u>	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	<u>253,700</u>	<u>266,200</u>	<u>286,000</u>	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	<u>254,300</u>	<u>267,400</u>	<u>287,500</u>	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	<u>255,500</u>	<u>268,300</u>	<u>289,300</u>	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	<u>256,400</u>	<u>269,700</u>	<u>291,000</u>	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	<u>257,600</u>	<u>270,900</u>	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	<u>258,600</u>	<u>271,900</u>	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	<u>259,600</u>	<u>273,500</u>	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	<u>260,400</u>	<u>274,900</u>	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	<u>261,400</u>	<u>276,400</u>	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	<u>262,500</u>	<u>278,000</u>	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	<u>263,400</u>	<u>279,600</u>	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	<u>264,500</u>	<u>281,200</u>	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	<u>265,400</u>	<u>282,700</u>	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	<u>266,500</u>	<u>284,100</u>	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	<u>267,700</u>	<u>285,500</u>	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	<u>268,900</u>	<u>287,000</u>	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	<u>270,000</u>	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	<u>271,200</u>	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	<u>272,600</u>	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	<u>274,000</u>	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	<u>275,300</u>	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	<u>276,500</u>	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	<u>277,900</u>	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	<u>279,300</u>	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	



改 正 案

37	<u>236,200</u>	<u>251,400</u>	<u>266,800</u>	<u>307,200</u>	366,200	392,800	416,500	443,900
38	<u>238,000</u>	<u>252,700</u>	<u>268,000</u>	<u>308,800</u>	368,300	394,300	418,000	444,600
39	<u>239,800</u>	<u>253,900</u>	<u>269,000</u>	<u>310,600</u>	370,300	395,600	419,500	445,300
40	<u>241,600</u>	<u>255,100</u>	<u>270,000</u>	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	<u>243,000</u>	<u>256,200</u>	<u>271,200</u>	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	<u>244,400</u>	<u>257,400</u>	<u>272,400</u>	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	<u>245,700</u>	<u>258,400</u>	<u>273,700</u>	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	<u>246,900</u>	<u>259,500</u>	<u>274,900</u>	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	<u>248,200</u>	<u>260,100</u>	<u>276,000</u>	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	<u>249,300</u>	<u>261,200</u>	<u>277,400</u>	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	<u>250,300</u>	<u>262,300</u>	<u>278,700</u>	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	<u>251,200</u>	<u>263,400</u>	<u>280,100</u>	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	<u>252,000</u>	<u>264,200</u>	<u>281,900</u>	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	<u>253,100</u>	<u>265,400</u>	<u>283,600</u>	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	<u>254,200</u>	<u>266,400</u>	<u>285,100</u>	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	<u>255,300</u>	<u>267,500</u>	<u>286,500</u>	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	<u>255,800</u>	<u>268,700</u>	<u>288,000</u>	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	<u>257,000</u>	<u>269,500</u>	<u>289,600</u>	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	<u>257,900</u>	<u>270,900</u>	<u>291,200</u>	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	<u>259,000</u>	<u>272,100</u>	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	<u>259,900</u>	<u>273,100</u>	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	<u>260,900</u>	<u>274,600</u>	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	<u>261,700</u>	<u>275,800</u>	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	<u>262,700</u>	<u>277,200</u>	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	<u>263,800</u>	<u>278,800</u>	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	<u>264,500</u>	<u>280,400</u>	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	<u>265,600</u>	<u>281,700</u>	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	<u>266,500</u>	<u>283,200</u>	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	<u>267,600</u>	<u>284,600</u>	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	<u>268,800</u>	<u>285,800</u>	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	<u>269,800</u>	<u>287,200</u>	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	<u>270,700</u>	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	<u>271,900</u>	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	<u>273,300</u>	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	<u>274,500</u>	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	<u>275,800</u>	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	<u>277,000</u>	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	<u>278,200</u>	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	<u>279,500</u>	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	

現

行

79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			

改 正 案

79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			

現

行

121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案

121	323,200	351,800	372,000	396,500				
122	323,500	352,200	372,500	397,000				
123	324,000	352,700	373,000	397,400				
124	324,500	353,100	373,400	397,900				
125	324,800	353,500	373,900	398,300				
126		353,900	374,400					
127		354,400	374,900					
128		354,800	375,400					
129		355,200	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,400	377,200					
133		356,600	377,500					
134		357,100	378,000					
135		357,500	378,400					
136		357,800	378,800					
137		358,100	379,100					
138		358,500	379,600					
139		359,000	380,100					
140		359,500	380,600					
141		359,800	380,900					
142		360,300						
143		360,800						
144		361,300						
145		361,600						
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（住居手当）

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）
- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 略

3 略

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（住居手当）

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）
- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

- (2) 略

3 略

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。

現 行

次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(臨時職員の給与)

第18条の3 臨時的に雇用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず予算の範囲内において市長が別に定める。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第3条関係)】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年栃木市条例第57号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表第1(第8条関係)

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円



改 正 案

次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95 (特定幹部職員にあつては、100分の115) を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第18条の3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、この条例の規定にかかわらず常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

**【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第3条関係)】**

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成22年栃木市条例第57号) 第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

別表第1 (第8条関係)

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円

現 行

4	533,000円
---	----------

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	148,600	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

改 正 案

4

533,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	<u>150,600</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

(環 境 課)

議案第149号

栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

墓所の使用に係る管理手数料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市墓園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

管理手数料を改定すること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第145号と同じ。



議案第149号（環境課）

栃木市墓園条例の一部を改正する条例

現 行

別表第2（第14条関係）

名称	管理手数料
栃木市聖地公園	1年につき、使用面積1㎡当たり <u>1,000円</u>
栃木市藤岡中根墓地	1年につき、1区画当たり <u>500円</u>
栃木市藤岡太田墓地	1年につき、1区画当たり <u>500円</u>
栃木市都賀聖地公園墓地	1年につき、使用面積1㎡当たり <u>500円</u>
栃木市西方菅ノ沢墓地	＝
栃木市西方東上林墓地	＝

改 正 案

別表第2（第14条関係）

名称	管理手数料
栃木市聖地公園	1年につき、使用面積1㎡当たり <u>1,100円</u>
栃木市藤岡中根墓地	1年につき、1区画当たり <u>550円</u>
栃木市藤岡太田墓地	1年につき、1区画当たり <u>550円</u>
栃木市都賀聖地公園墓地	1年につき、使用面積1㎡当たり <u>550円</u>
栃木市西方菅ノ沢墓地	<u>1年につき、1区画当たり550円</u>
栃木市西方東上林墓地	<u>1年につき、1区画当たり550円</u>

(福祉総務課)

議案第150号

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

災害援護資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人の収入又は資産の状況についての報告等に係る規定を加えること。(第15条関係)

〔参照条文〕

議案第145号と同じ。





議案第150号（福祉総務課）

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

（償還等）

第15条 略

2 略

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第11条までの規定によるものとする。

改 正 案

(償還等)

第15条 略

2 略

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(福祉総務課)

議案第151号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市北部健康福祉センターの愛称を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市北部健康福祉センターの名称に愛称を加えること。(第2条関係)

[参照条文]

議案第145号と同じ。



議案第151号（福祉総務課）

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

現 行

第2条の表に次のように加える。

栃木市北部健康福祉センター

栃木市西方町本城2番地1

改 正 案

第2条の表に次のように加える。

栃木市北部健康福祉センター (愛称 ゆったり～な)	栃木市西方町本城2番地1
------------------------------	--------------

(教育総務課)

議案第152号

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

藤岡地域の中学校の再編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校設置条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市立藤岡第一中学校と栃木市立藤岡第二中学校を廃止し、新たに栃木市立藤岡中学校を設置すること。(別表関係)

[参照条文]

議案第145号と同じ。





議案第152号（教育総務課）

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例

現		行	
別表			
1 小学校			
略			
2 中学校			
名称		位置	
略		略	
栃木市立藤岡第一中学校		栃木市藤岡町藤岡10番地	
栃木市立藤岡第二中学校		栃木市藤岡町富吉1544番地	
略		略	

改 正 案

別表

1 小学校

略

2 中学校

名称	位置
略	略
栃木市立藤岡中学校	栃木市藤岡町藤岡10番地
略	略

(学校教育課)

議案第153号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市任期付市費負担教職員の給与を改定するため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)

〔参照条文〕

議案第145号と同じ。



議案第153号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	157,900
2	159,400
3	160,900
4	162,400
5	164,100
6	166,000
7	167,800
8	169,600
9	171,400
10	173,500
11	175,500
12	177,500
13	179,500
14	181,700
15	183,900
16	186,100
17	188,400
18	191,000
19	193,500
20	196,000
21	198,500
22	200,200
23	201,900

改 正 案

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1 級
号級	給料月額（円）
1	<u>160,000</u>
2	<u>161,500</u>
3	<u>163,000</u>
4	<u>164,500</u>
5	<u>166,100</u>
6	<u>168,000</u>
7	<u>169,800</u>
8	<u>171,600</u>
9	<u>173,300</u>
10	<u>175,400</u>
11	<u>177,400</u>
12	<u>179,400</u>
13	<u>181,300</u>
14	<u>183,500</u>
15	<u>185,700</u>
16	<u>187,900</u>
17	<u>190,100</u>
18	<u>192,700</u>
19	<u>195,200</u>
20	<u>197,700</u>
21	<u>200,200</u>
22	<u>201,900</u>
23	<u>203,600</u>

現

行

24	<u>203,600</u>
25	<u>205,100</u>
26	<u>206,500</u>
27	<u>208,100</u>
28	<u>209,600</u>
29	<u>211,300</u>
30	<u>213,000</u>
31	<u>214,700</u>
32	<u>216,400</u>
33	<u>217,800</u>
34	<u>219,500</u>
35	<u>221,200</u>
36	<u>222,900</u>
37	<u>224,300</u>
38	<u>226,000</u>
39	<u>227,700</u>
40	<u>229,400</u>
41	<u>231,000</u>
42	<u>232,700</u>
43	<u>234,300</u>
44	<u>235,900</u>
45	<u>237,600</u>
46	<u>239,100</u>
47	<u>240,400</u>
48	<u>241,800</u>
49	<u>243,000</u>
50	<u>244,400</u>



改 正 案

24	<u>205,300</u>
25	<u>206,800</u>
26	<u>208,200</u>
27	<u>209,800</u>
28	<u>211,300</u>
29	<u>213,000</u>
30	<u>214,700</u>
31	<u>216,400</u>
32	<u>218,100</u>
33	<u>219,400</u>
34	<u>221,100</u>
35	<u>222,800</u>
36	<u>224,500</u>
37	<u>225,900</u>
38	<u>227,600</u>
39	<u>229,300</u>
40	<u>231,000</u>
41	<u>232,600</u>
42	<u>234,300</u>
43	<u>235,900</u>
44	<u>237,500</u>
45	<u>239,200</u>
46	<u>240,700</u>
47	<u>242,000</u>
48	<u>243,400</u>
49	<u>244,600</u>
50	<u>246,000</u>

現

行

51	<u>245,900</u>
52	<u>247,100</u>
53	<u>248,200</u>
54	<u>249,600</u>
55	<u>250,800</u>
56	<u>252,000</u>
57	<u>253,200</u>
58	<u>254,400</u>
59	<u>255,500</u>
60	<u>256,700</u>
61	<u>258,100</u>
62	<u>259,100</u>
63	<u>260,300</u>
64	<u>261,200</u>
65	<u>262,200</u>
66	<u>263,600</u>
67	<u>265,000</u>
68	<u>266,400</u>
69	<u>268,000</u>
70	<u>269,500</u>
71	<u>271,000</u>
72	<u>272,400</u>
73	<u>273,400</u>
74	<u>274,600</u>
75	<u>275,900</u>
76	<u>277,100</u>
77	<u>278,300</u>

改 正 案

51	<u>247,400</u>
52	<u>248,600</u>
53	<u>249,700</u>
54	<u>251,100</u>
55	<u>252,300</u>
56	<u>253,300</u>
57	<u>254,500</u>
58	<u>255,700</u>
59	<u>256,800</u>
60	<u>258,000</u>
61	<u>259,400</u>
62	<u>260,200</u>
63	<u>261,400</u>
64	<u>262,300</u>
65	<u>263,300</u>
66	<u>264,700</u>
67	<u>265,800</u>
68	<u>267,100</u>
69	<u>268,700</u>
70	<u>270,200</u>
71	<u>271,500</u>
72	<u>272,900</u>
73	<u>273,900</u>
74	<u>274,900</u>
75	<u>276,100</u>
76	<u>277,100</u>
77	<u>278,300</u>

(健康増進課)

議案第154号

栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市西方保健センターを廃止するため、栃木市西方保健センター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第145号と同じ。

(総合政策課)

議案第155号

### 栃木市新市まちづくり計画の変更について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき策定した新市まちづくり計画の計画期間が本年度で終了となるが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）において、合併市町村が計画に基づいて地方債を起す期間が5年間延長されたため、新市まちづくり計画の計画期間を延長することについて、議会の議決を求めるもの。

#### 〔参照条文〕

市町村の合併の特例に関する法律抜粋

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第6条 1～5 略

6 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

7 以下略

(総務課)

議案第156号

## 栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

### 提案理由

令和2年4月1日から、小山市及び小山広域保健衛生組合が栃木県市町村総合事務組合同規約第4条第4号に掲げる事務の共同処理に、また、小山市が同条第5号に掲げる事務の共同処理に加入することに伴い、同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

### ◎変更の概要

規約第4条第4号に掲げる事務を共同処理する組織市町村等に小山市及び小山広域保健衛生組合を、同条第5号に掲げる事務を共同処理する組織市町村等に小山市を加えること。(別表第2関係)

### [参照条文]

#### 地方自治法抜粋

#### (組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

い。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

## 2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### 栃木県市町村総合事務組合規約抜粋

(組合の共同処理する事務)

第4条 組合の共同処理する事務は次に掲げる事務とし、別表第2の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表右欄に掲げる組織市町村等の当該事務を共同処理する。

(1)～(3) 略

(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第7章の規定による議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

(5) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償

(6) 以下略

議案第156号（総務課）

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

現 行

別表第2（第4条関係）

共同処理する 事務	共同処理する組織市町村等
略	略
第4条第4号 に掲げる事務	足利市 栃木市 日光市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環 境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地 区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地 方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 宇都宮西中核工業団地事務 組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合
第4条第5号 に掲げる事務	足利市 栃木市 日光市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
略	略



改 正 案

別表第2（第4条関係）

共同処理する 事務	共同処理する組織市町村等
略	略
第4条第4号 に掲げる事務	足利市 栃木市 日光市 <u>小山市</u> 真岡市 大田原市 矢板市 那須 塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那 珂川町 那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀 郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那 須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 <u>小山広域保健衛生 組合</u> 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連 合 那須地区消防組合
第4条第5号 に掲げる事務	足利市 栃木市 日光市 <u>小山市</u> 真岡市 大田原市 矢板市 那須 塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那 珂川町
略	略

(保健給食課)

議案第157号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市河合町5番3号有限会社山野井組代表取締役岡洋良と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,

000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 吹上小学校給食共同調理場改築建築工事

工事場所 栃木市川原田町地内

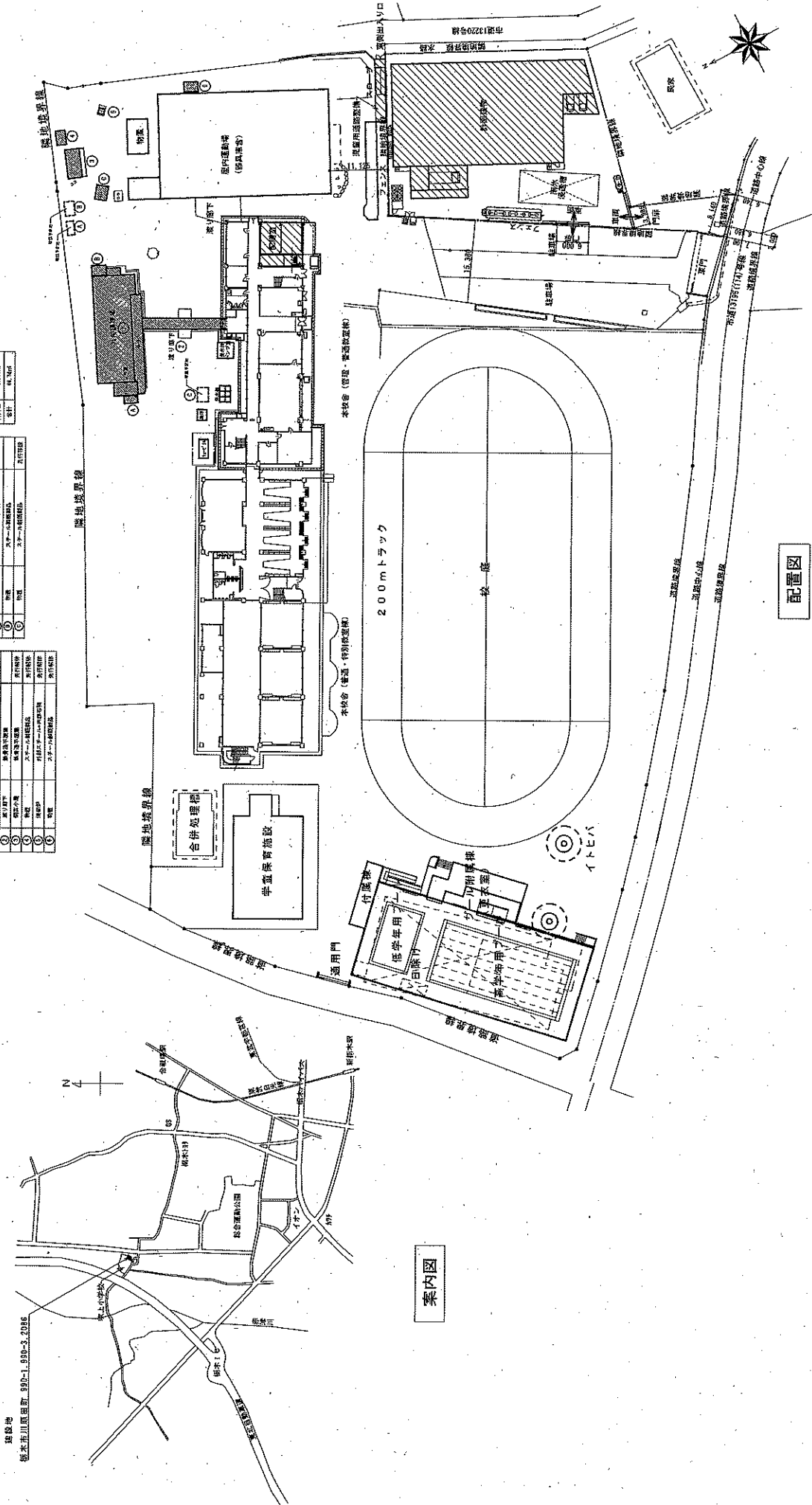
工事概要 建築工事 鉄骨造2階建て

仮設工事、土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、  
鉄骨工事、コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セ  
メント板工事、防水工事、石工事、タイル工事、木工事、屋根  
及びとい工事、金属工事、左官工事、建具工事、塗装工事、内  
装工事、ユニット及びその他工事、排水工事、舗装工事

・建築面積729.68㎡

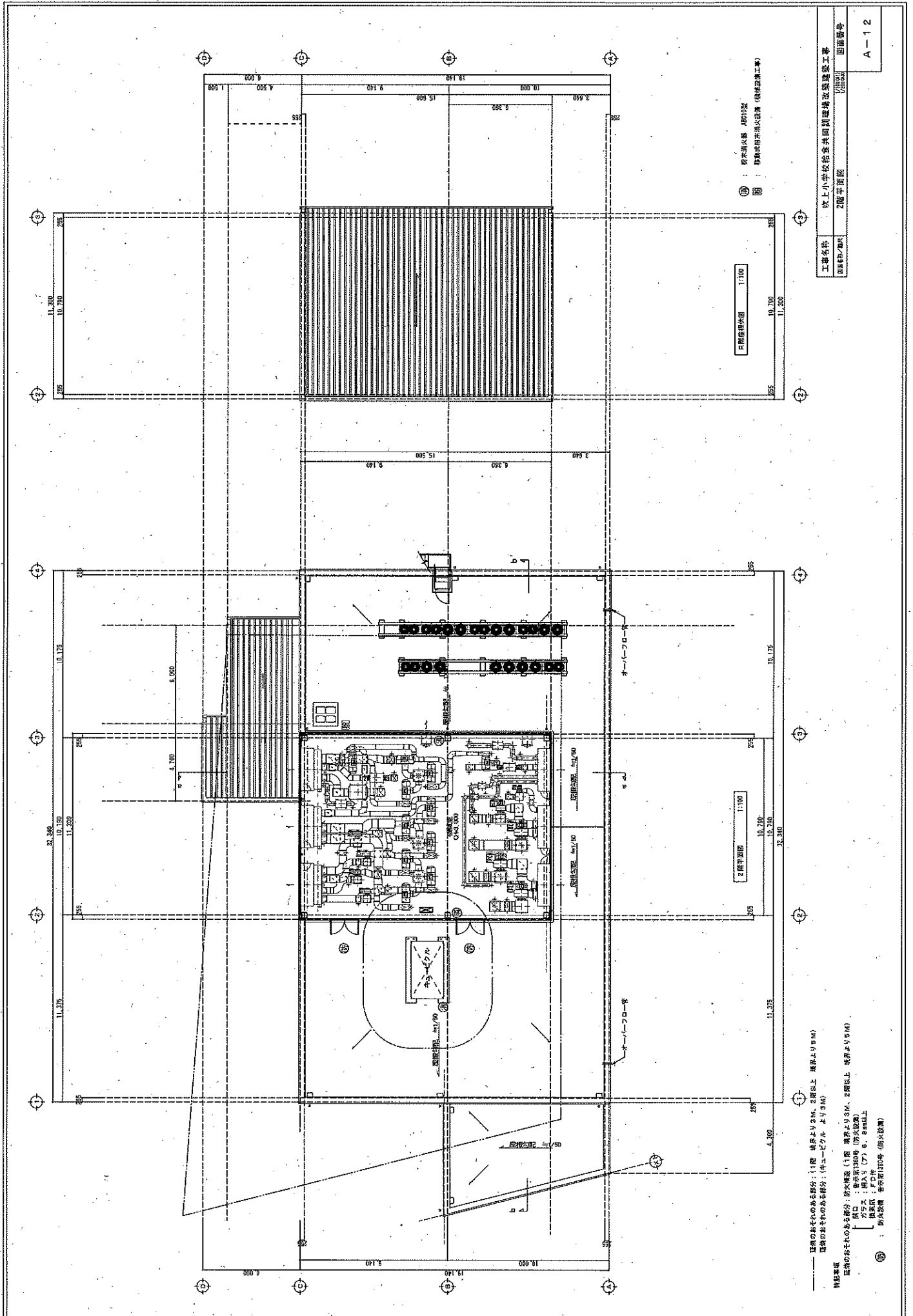
・延床面積904.83㎡

## 2. 建築計画 2-2 案内図及び配置図



設備名称		設備内容	
①	屋内運動場	体育館	1,500㎡
②	合弁処理棟	事務室	100㎡
③	付属棟	図書室	200㎡
④	校舎	普通教室	120室
⑤	校舎	特別教室	10室
⑥	校舎	職員室	100室
⑦	校舎	廊下	1,000㎡
⑧	校舎	トイレ	100室
⑨	校舎	エレベーター	10部
⑩	校舎	空調機	100台
⑪	校舎	給排水設備	100㎡
⑫	校舎	電気設備	100㎡
⑬	校舎	消防設備	100㎡
⑭	校舎	防犯カメラ	100台
⑮	校舎	防災設備	100㎡
⑯	校舎	その他	100㎡
⑰	校舎	合計	10,000㎡





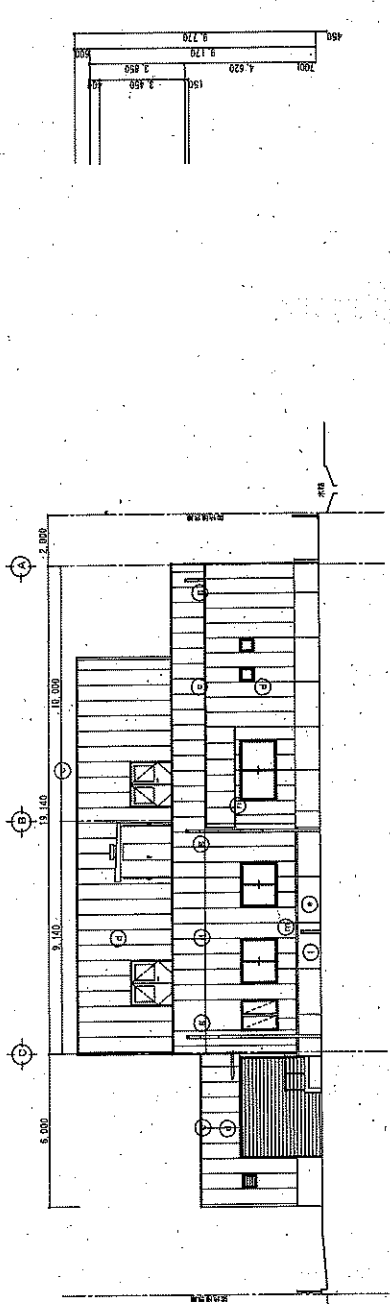
⑤ : 初等消防用 ABS付型  
 ⑥ : 移動式の非常火災設備 (機械設備工事)

1:100  
 口開き幅寸法

1:100  
 2階平面図

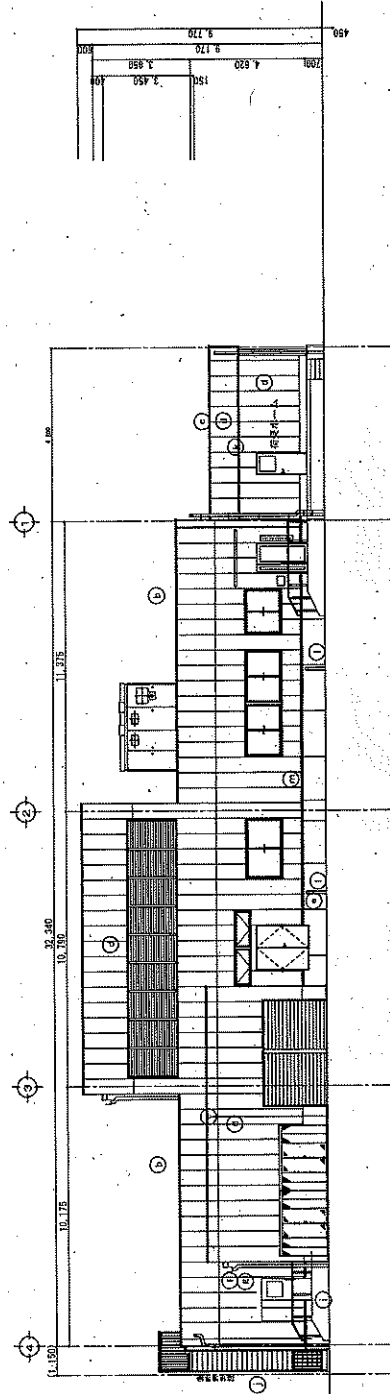
材料表  
 区画のおよそのある部分: (1階 床厚より3M、2階以上 床厚より5M)  
 区画のおよそのある部分: (中一七カ所より3M)  
 区画のおよそのある部分: 防火区画 (1階 床厚より3M、2階以上 床厚より5M)  
 防火区画 (2階以上 床厚より5M)  
 防火区画 (7) 6.8mm以上  
 防火区画: F D W  
 防火区画: 耐火構造 (耐火区画)

工事名称	吹上小舎依託共同調理場改築建築工事
図面番号	2階平面図
図面番号	A-12



- ▽柱の位置
- ▽梁の位置 (柱上)
- ▽梁の位置 (柱下)
- ▽FR.1004(L150)
- ▽FR.1004(L150)
- ▽FR.1004(L150)

1/100

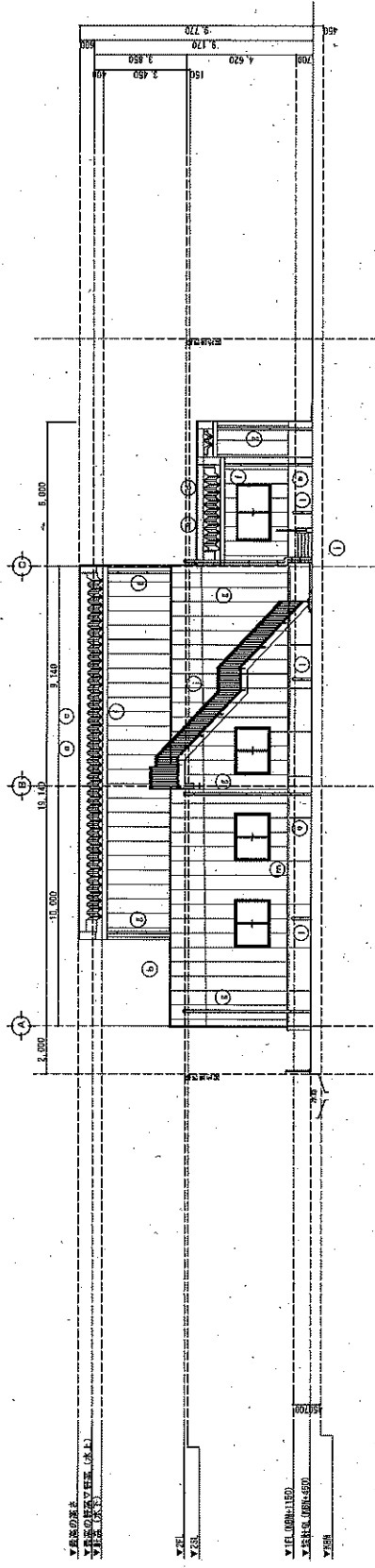


- ▽柱の位置
- ▽梁の位置 (柱上)
- ▽梁の位置 (柱下)
- ▽FR.1004(L150)
- ▽FR.1004(L150)
- ▽FR.1004(L150)

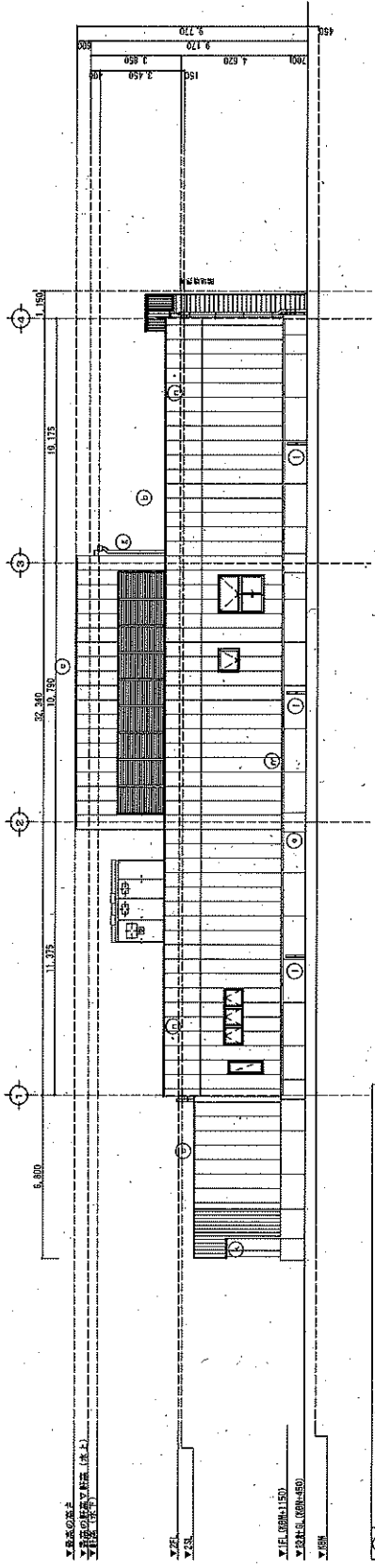
1/100

①	屋根: 折板屋根 鉄クイズ(カラーガルバリウム鋼板)φ0.5mm 山間形(S)
②	土床: アルミ製 H=400
③	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
④	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑤	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑥	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑦	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑧	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑨	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑩	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑪	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑫	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑬	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑭	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑮	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑯	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)
⑰	外装: ALC板 1=100 種別: ロッキング工法 防炎処理済耐火材料に透湿膜付(7クワルホ)

工事名称: 吹上小学校給食共同調理場改築工事  
 図面種類: 立面図・1  
 図面番号: A-14

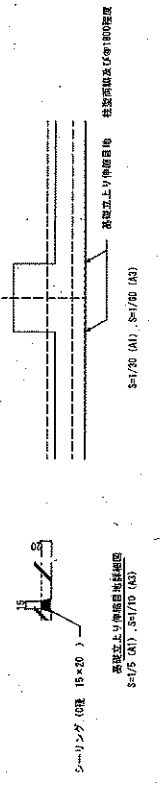


正面立面図 1/100



東側立面図 1/100

①	屋根: 片流れ葺き 銅タイプ (カラーガルバリウム鋼板) 600mm 山寄付 (時)
②	土台: フルミ製 厚400
③	窓枠: アルミ製 厚30
④	外装: ALCO板 (ニロ印) 磁鉄 ロウキング工法 防カビ抗菌塗料付 (アクリル系)
⑤	外水: コンクリート打放し 防曇り
⑥	軒樋: 磁石樹脂製 (150x200) 加工 厚200 水知察
⑦	基礎: 埋立コンクリート 100φ 本洋金網: SUS鉄筋φ120
⑧	階床: 埋立コンクリート下地、モルタル塗り (防蟻、ノンスリップタイプ)
⑨	階段: 鋼製 厚100
⑩	下地: アルミ製 厚15
⑪	遮熱材: アルミ製 厚142
⑫	断熱材: 厚100
⑬	防水: アーローコート 厚 SUS鋼 φ90







(保健給食課)

議案第158号

### 工事請負契約の締結について

#### 提案理由

工事請負契約を栃木市大平町北武井498番地2山中・トーセツ特定建設工事共同企業体代表者株式会社山中設備工業代表取締役山中聡と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

#### [参照条文]

議案第157条と同じ。

#### (参考)

工 事 名 吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事

工事場所 栃木市川原田町地内

工事概要 機械設備工事

空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房設備、ガス設備、排水処理設備、雨水利用設備等

厨房機器設備工事

準備室、検収室、食品庫、下処理室、計量室、調理室、和え物室、アレルギー食調理室、コンテナプール、洗浄室等

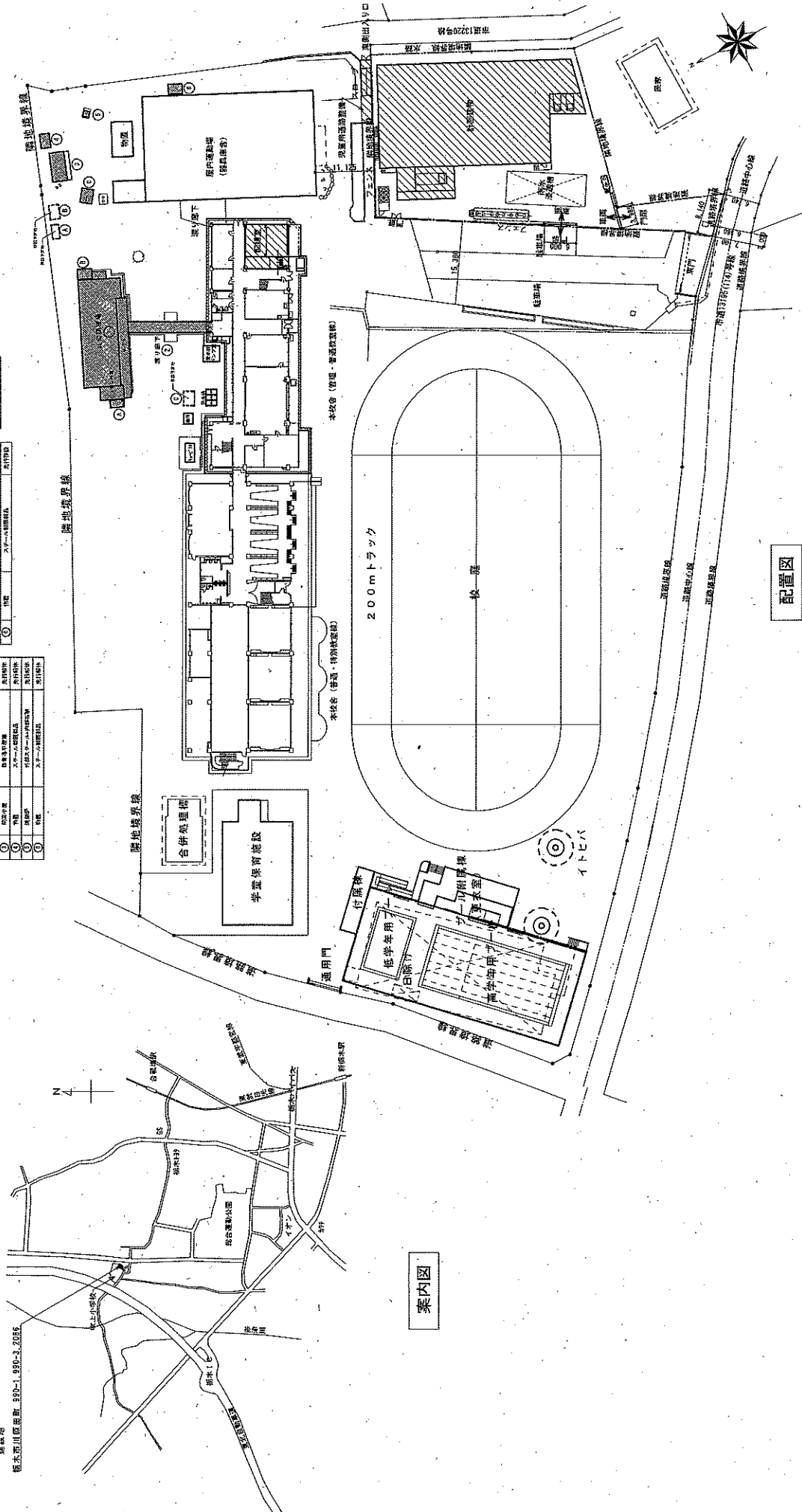
・建築面積729.68㎡

• 延床面積 9.04.83 m<sup>2</sup>

2. 建築計画

2-2 案内図及び配置図

建設地  
栃木市川原田町 990-1, 990-2, 2086



種別	面積	用途
敷地面積	11,700㎡	建築用地
建築面積	5,100㎡	建築用地
延床面積	10,200㎡	建築用地

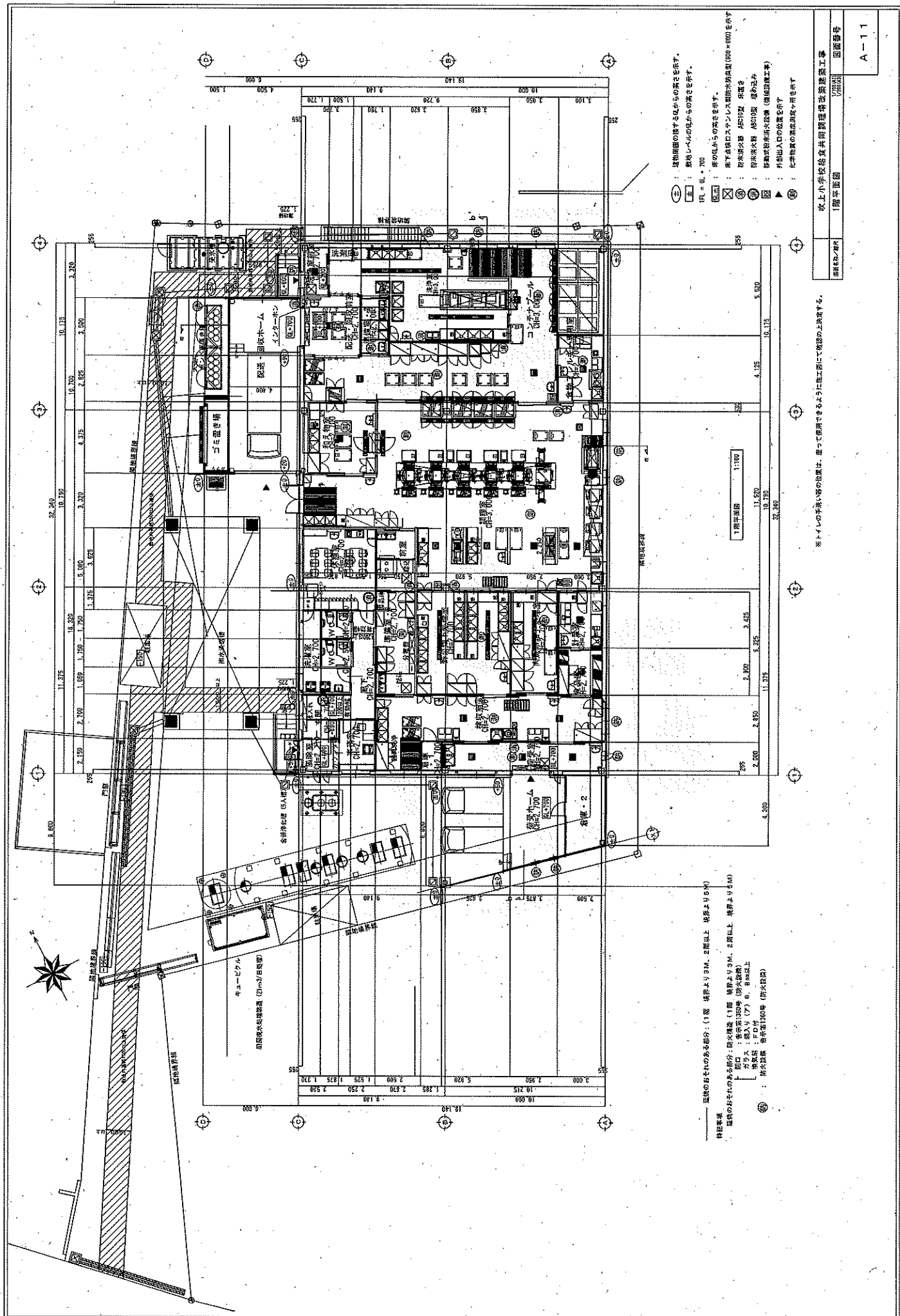
種別	面積	用途
校舎	3,500㎡	教育施設
学童保育施設	1,500㎡	教育施設
付添棟	1,000㎡	教育施設
遊具場	500㎡	遊戯施設
校庭	1,700㎡	遊戯施設

種別	面積	用途
校舎	3,500㎡	教育施設
学童保育施設	1,500㎡	教育施設
付添棟	1,000㎡	教育施設
遊具場	500㎡	遊戯施設
校庭	1,700㎡	遊戯施設

配置図

案内図

—— 林間部境界線

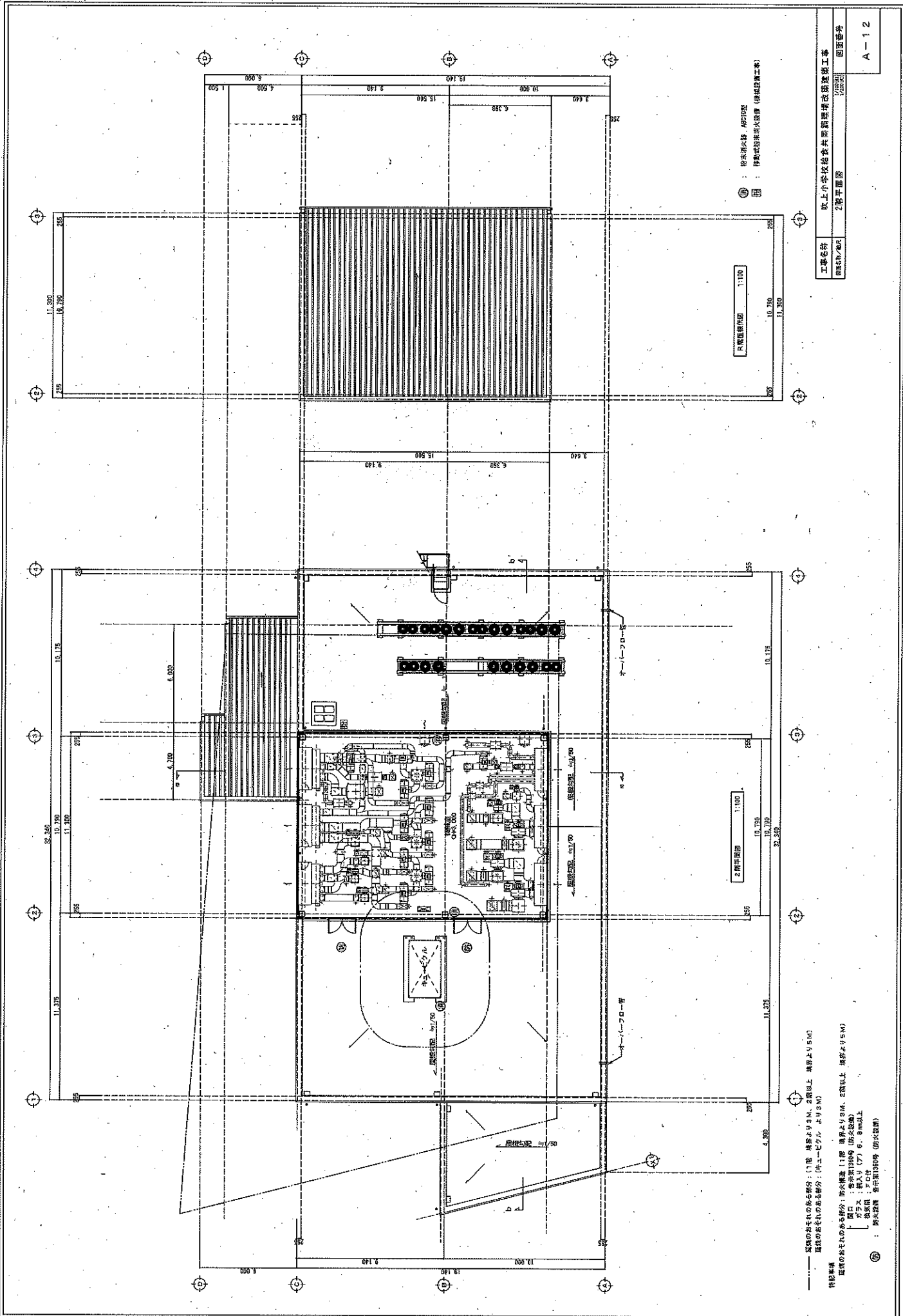


- ① : 建物面の積する以外の高さを示す。
- ② : 敷地レベルの電からの高さを示す。
- ③ : 床の高さを示す。
- ④ : 床下床口入アレンス部(床下埋込型)を示す
- ⑤ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑥ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑦ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑧ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑨ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑩ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑪ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑫ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑬ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑭ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑮ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑯ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑰ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑱ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑲ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ⑳ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉑ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉒ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉓ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉔ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉕ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉖ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉗ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉘ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉙ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉚ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉛ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉜ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉝ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉞ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㉟ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊱ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊲ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊳ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊴ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊵ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊶ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊷ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊸ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊹ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊺ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊻ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊼ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊽ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊾ : 排水溝(排水口)の高さを示す。
- ㊿ : 排水溝(排水口)の高さを示す。

吹上小字後谷井共同調理場改築工事  
 1階平面図  
 図面番号 A-11

※トイレの洋装小箱の位置は、建つて後変更できるように施工図にて後部の上決する。

- 科目事項
- ① : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ② : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ③ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ④ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑤ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑥ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑦ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑧ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑨ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑩ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑪ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑫ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑬ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑭ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑮ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑯ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑰ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑱ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑲ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ⑳ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉑ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉒ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉓ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉔ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉕ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉖ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉗ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉘ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉙ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉚ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉛ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉜ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉝ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉞ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㉟ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊱ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊲ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊳ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊴ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊵ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊶ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊷ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊸ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊹ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊺ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊻ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊼ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊽ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊾ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)
  - ㊿ : 廊下(1階) 床厚より30M、2階以上 床厚より50M)



図例  
 ① 防炎防火扉、A型巾型  
 ② 移動式の床下収納庫 (線図設備工業)

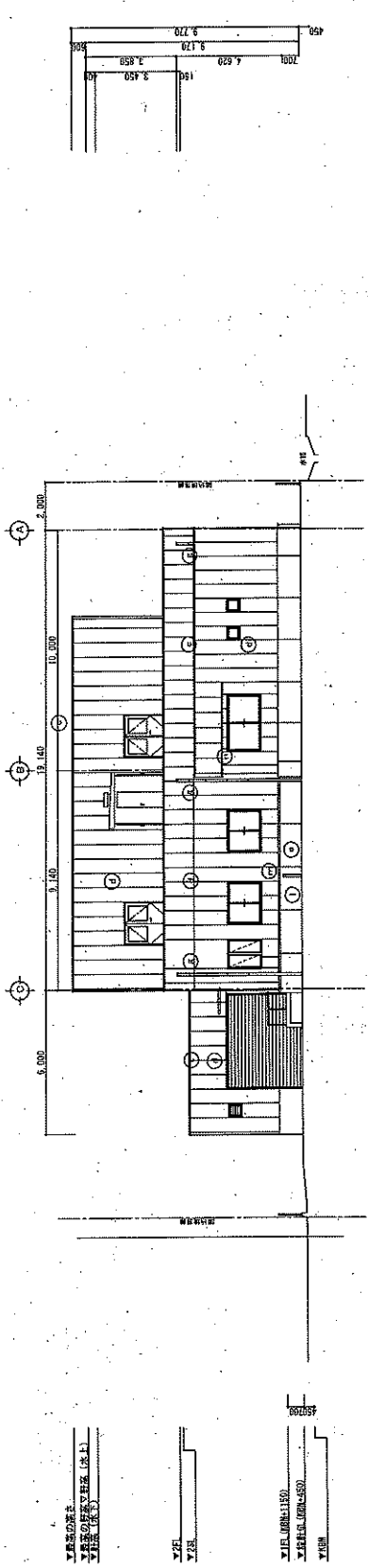
片側直線距離 1:100  
 10,750  
 11,320

2階平面図 1:100  
 10,750  
 11,320

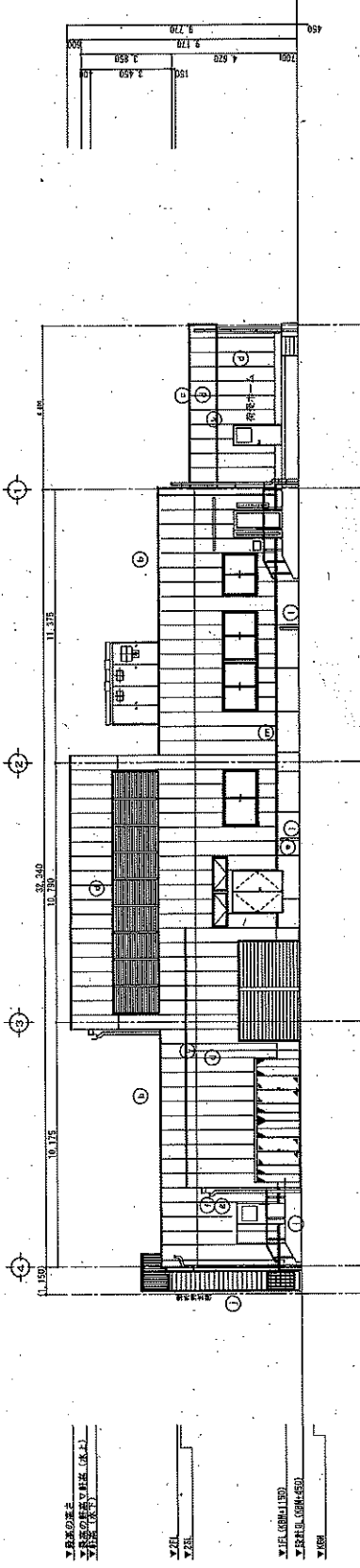
特記事項  
 直線の長さの表示部分：防火構造 1層 構造より9M、2階以上 構造より5M  
 直線の長さの表示部分：防火構造 1層 構造より9M、2階以上 構造より5M  
 直線の長さの表示部分：防火構造 1層 構造より9M、2階以上 構造より5M

① 防火扉  
 ② 防火扉  
 ③ 防火扉  
 ④ 防火扉  
 ⑤ 防火扉  
 ⑥ 防火扉  
 ⑦ 防火扉  
 ⑧ 防火扉  
 ⑨ 防火扉  
 ⑩ 防火扉  
 ⑪ 防火扉  
 ⑫ 防火扉  
 ⑬ 防火扉  
 ⑭ 防火扉  
 ⑮ 防火扉  
 ⑯ 防火扉  
 ⑰ 防火扉  
 ⑱ 防火扉  
 ⑲ 防火扉  
 ⑳ 防火扉  
 ㉑ 防火扉  
 ㉒ 防火扉  
 ㉓ 防火扉  
 ㉔ 防火扉  
 ㉕ 防火扉  
 ㉖ 防火扉  
 ㉗ 防火扉  
 ㉘ 防火扉  
 ㉙ 防火扉  
 ㉚ 防火扉  
 ㉛ 防火扉  
 ㉜ 防火扉  
 ㉝ 防火扉  
 ㉞ 防火扉  
 ㉟ 防火扉  
 ㊱ 防火扉  
 ㊲ 防火扉  
 ㊳ 防火扉  
 ㊴ 防火扉  
 ㊵ 防火扉  
 ㊶ 防火扉  
 ㊷ 防火扉  
 ㊸ 防火扉  
 ㊹ 防火扉  
 ㊺ 防火扉  
 ㊻ 防火扉  
 ㊼ 防火扉  
 ㊽ 防火扉  
 ㊾ 防火扉  
 ㊿ 防火扉

工事名称	吹上小学校給食共同調理場改築工事
図面番号	2階平面図
図面番号	A-12



平面図(1/100)



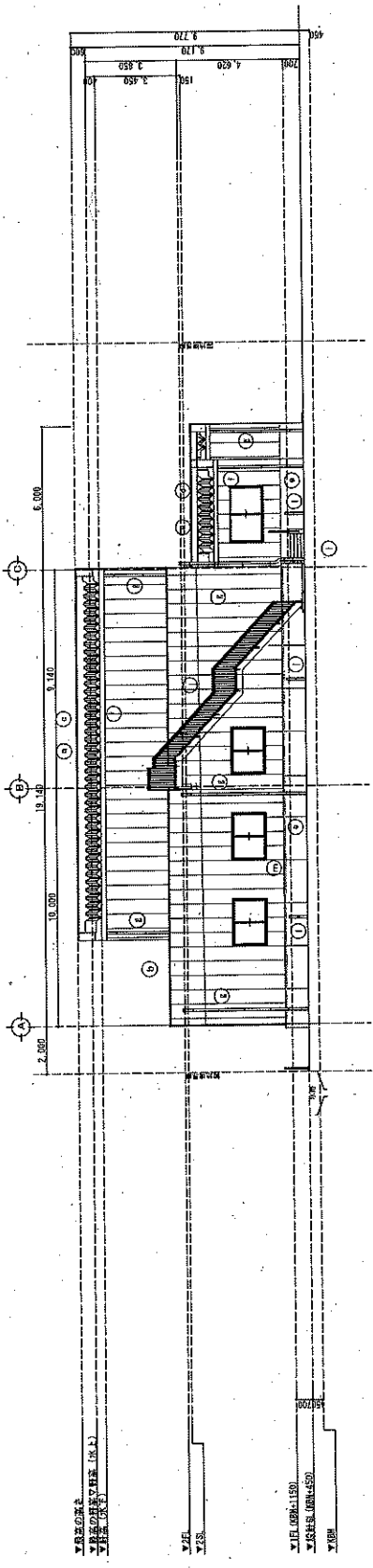
立面図(1/100)

① 窓枠：新建築 珪タイプ(カラーガラス)ワム厚板φ4, 5mm 山型H15  
 ② 窓：アルミ製 H=90  
 ③ 外装：ALC造 t=100 珪造 ロッキング工法 防水透湿膜付 保温断熱材(アクリル系)  
 ④ 外装：コンクリート造 t=150 珪造  
 ⑤ 軒樋：珪造樹脂製(1.5L/2m) 取付 H=200  
 ⑥ 屋根：珪造カラー板 t=75 取付条件：300mmφ200  
 ⑦ 防水：珪造カラー板 t=75 取付条件：300mmφ200  
 ⑧ 断熱材：グラスウール製 60mmφ  
 ⑨ 下地：珪造 t=100  
 ⑩ 土間：珪造 t=100  
 ⑪ 床：珪造 t=100  
 ⑫ 天井：珪造 t=100

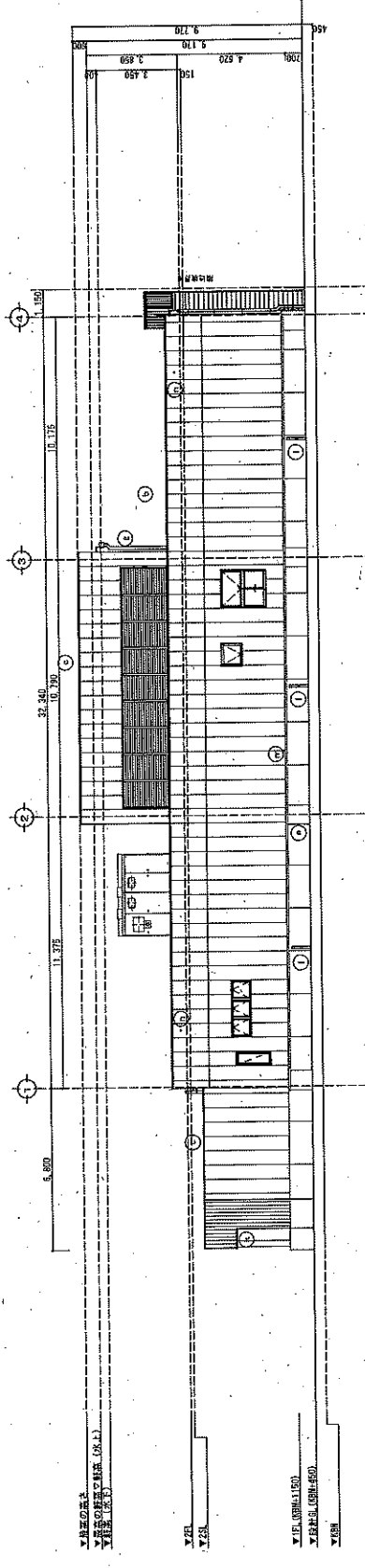
① 窓枠：新建築 珪タイプ(カラーガラス)ワム厚板φ4, 5mm 山型H15  
 ② 窓：アルミ製 H=90  
 ③ 外装：ALC造 t=100 珪造 ロッキング工法 防水透湿膜付 保温断熱材(アクリル系)  
 ④ 外装：コンクリート造 t=150 珪造  
 ⑤ 軒樋：珪造樹脂製(1.5L/2m) 取付 H=200  
 ⑥ 屋根：珪造カラー板 t=75 取付条件：300mmφ200  
 ⑦ 防水：珪造カラー板 t=75 取付条件：300mmφ200  
 ⑧ 断熱材：グラスウール製 60mmφ  
 ⑨ 下地：珪造 t=100  
 ⑩ 土間：珪造 t=100  
 ⑪ 床：珪造 t=100  
 ⑫ 天井：珪造 t=100

①	窓枠：新建築 珪タイプ(カラーガラス)ワム厚板φ4, 5mm 山型H15
②	窓：アルミ製 H=90
③	外装：ALC造 t=100 珪造 ロッキング工法 防水透湿膜付 保温断熱材(アクリル系)
④	外装：コンクリート造 t=150 珪造
⑤	軒樋：珪造樹脂製(1.5L/2m) 取付 H=200
⑥	屋根：珪造カラー板 t=75 取付条件：300mmφ200
⑦	防水：珪造カラー板 t=75 取付条件：300mmφ200
⑧	断熱材：グラスウール製 60mmφ
⑨	下地：珪造 t=100
⑩	土間：珪造 t=100
⑪	床：珪造 t=100
⑫	天井：珪造 t=100

工事名称：吹上小学校給食調理棟改築工事  
 建築士：(株) 〇〇〇〇  
 1/100(1/100) 立面図・1  
 図面番号：A-14



北側立面図 1/100



東側立面図 1/100

①	屋根：軒張垂木 特タイプ(2方ターガル)付スチロール板(厚さ:6mm 山間隔:65)
②	瓦木：アルミ瓦葺 厚:60
③	瓦木：アルミ瓦葺 厚:205
④	木縁：ALC板 厚:100 取付 口付金工 断水保護部材料(電線管取付 (7クワリル板))
⑤	外周部：コンクリート打設し 取付
⑥	基礎：基礎厚(厚さ)120mm 取付 厚:200 水切部
⑦	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑧	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑨	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑩	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑪	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑫	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑬	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑭	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑮	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑯	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑰	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑱	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑲	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部
⑳	基礎：基礎厚(厚さ)100mm 取付 厚:200 水切部

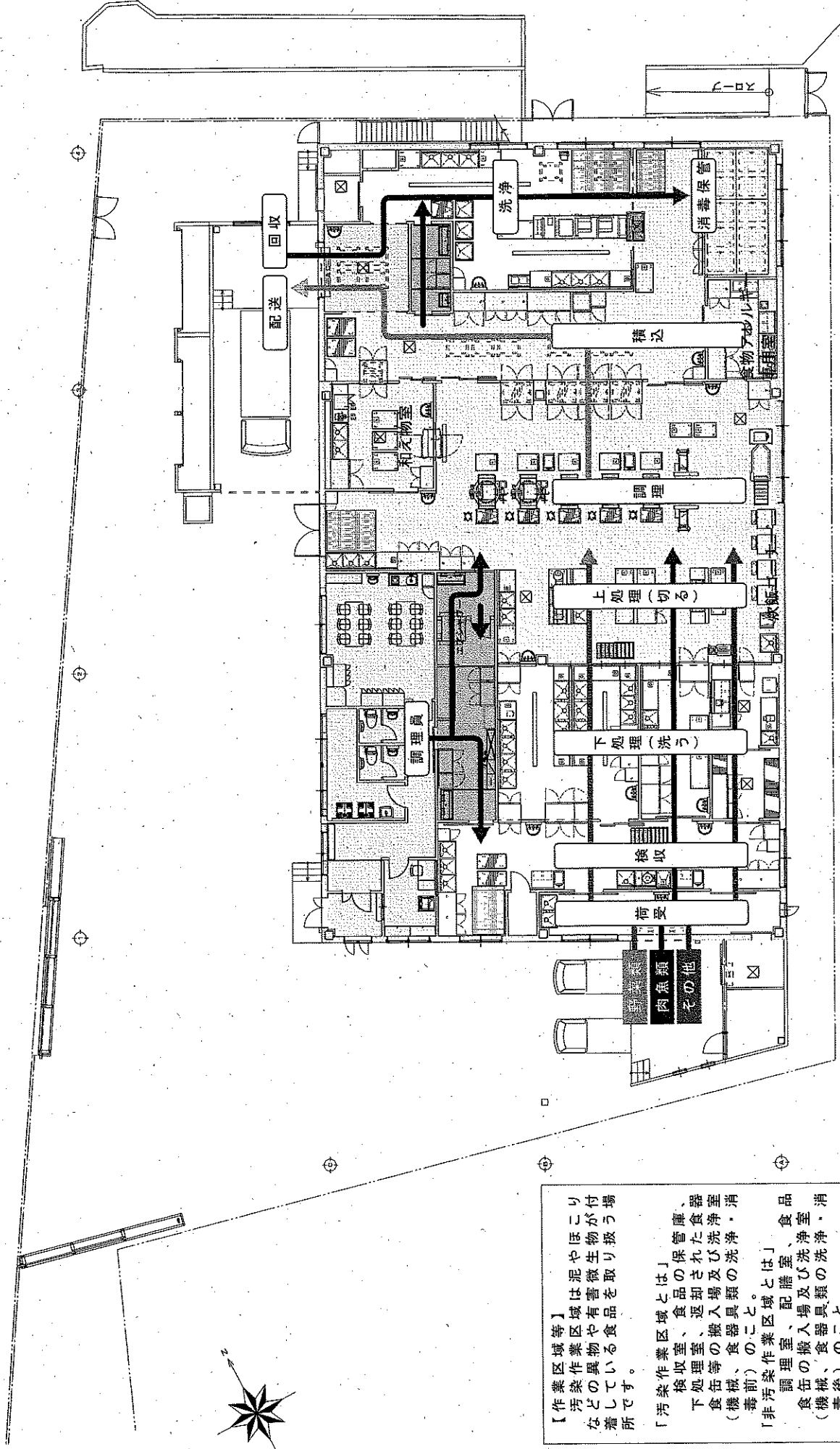


基礎土より伸出高さ 柱間隔(柱中心)φ1000程度  
S=1/30 (H) S=1/30 (B)  
基礎土より伸出高さ 柱間隔(柱中心)φ1000程度  
S=1/5 (H) S=1/10 (B)

工事名称 吹上小学校給食未開調理場改築建築工事  
図面番号 A-15  
立断面・2



3. 厨房設備計画 厨房設備器具配置図及びゾーニング計画図



汚染作業区域 (洗浄室は午前中のみ非汚染作業区域とする)  
 準備区域  
 非汚染作業区域  
 その他の区域

【作業区域等】は、泥やほこりや食物の異物や有害微生物を取り除く場所です。  
 「汚染作業区域とは」係、食器洗浄・消毒室、返却場及び洗浄機、食器類の洗浄(機械)のこと。  
 「非汚染作業区域とは」調理室、配膳室、食器類の搬入場及び洗浄(機械)、食器類の消毒(機械)のこと。  
 「その他の区域とは」更衣室、休憩室、調理専用便所、前室等のこと。

(文 化 課)

議案第159号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2清水・舘野・落合特定建設工事共同企業体代表者清水建設株式会社関東支店専務執行役員支店長波岡滋と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第157号と同じ。

(参考)

工 事 名 (仮称) 栃木市文化芸術館建築工事

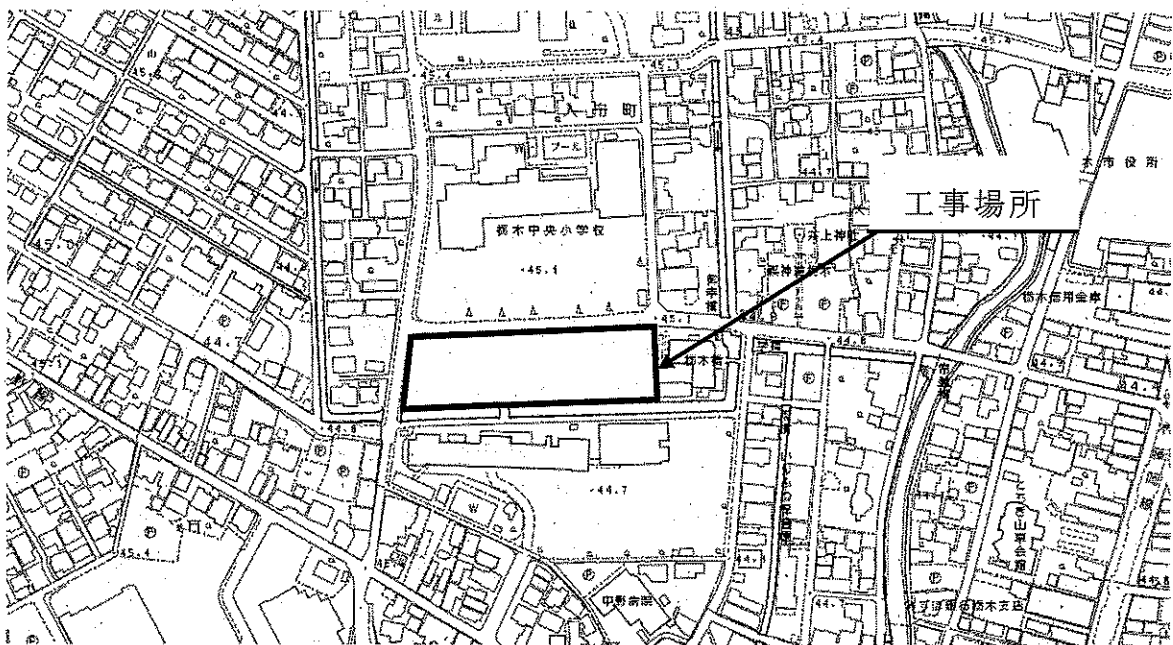
工事場所 栃木市入舟町地内

工事概要 建築工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

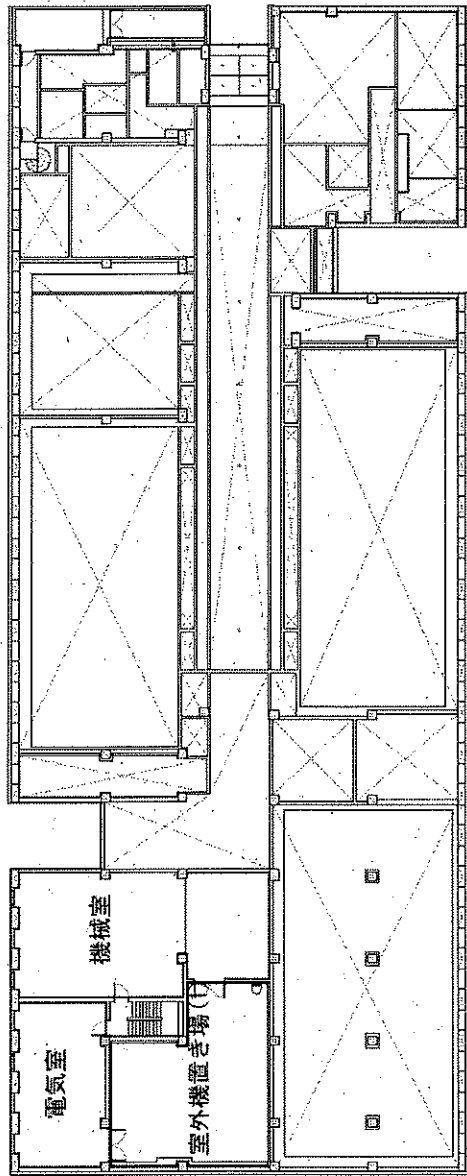
・建築面積 2, 191.98 m<sup>2</sup>

・延床面積 2, 375.41 m<sup>2</sup>

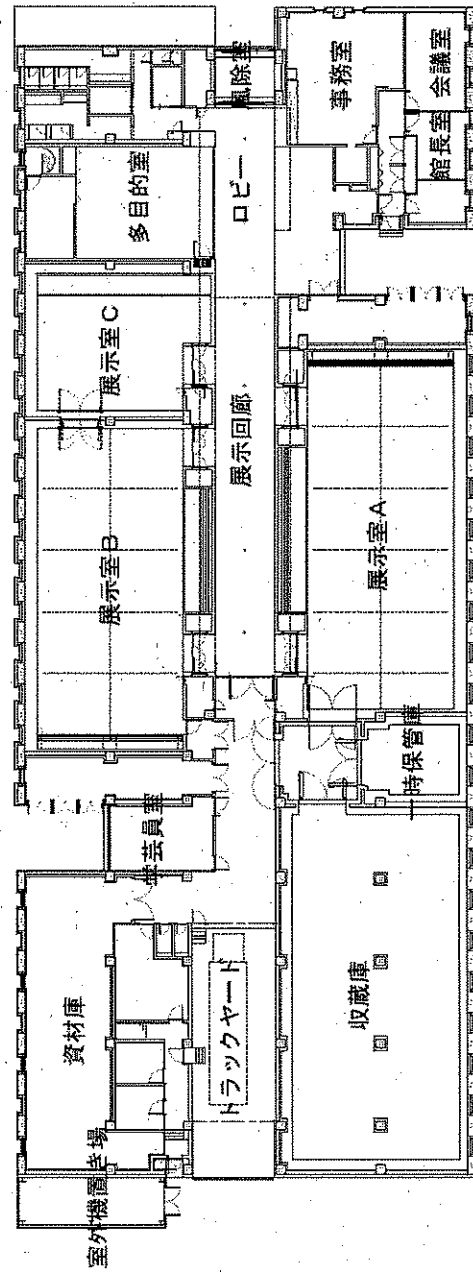


位置図

(仮称) 栃木市文化芸術館

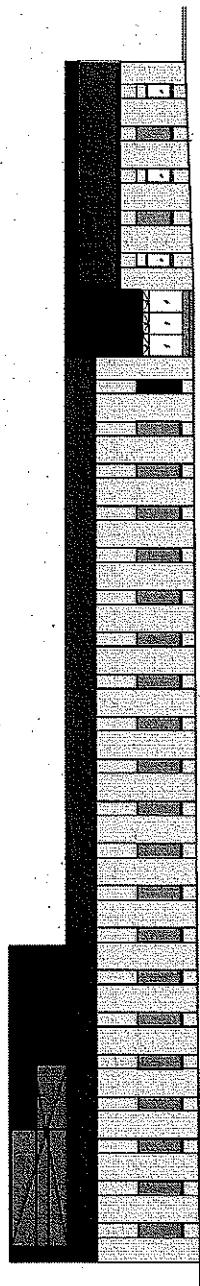


2階平面図

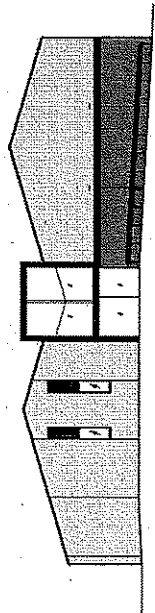


1階平面図

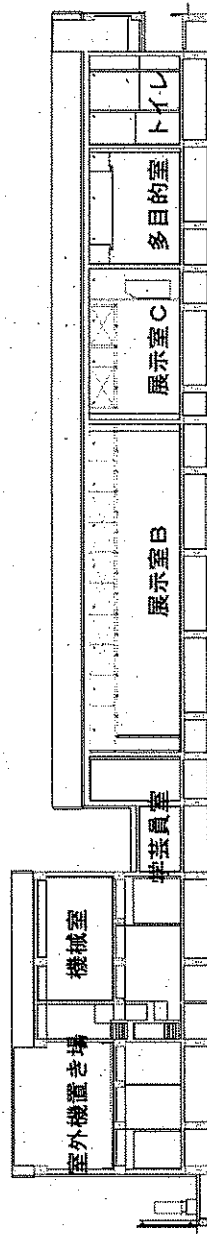
(仮称) 栃木市文化芸術館



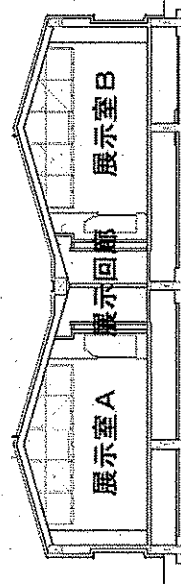
南立面図



東立面図



断面図



断面図

(文 化 課)

議案第160号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市梓町39番地23森澤・幸和特定建設工事共同企業体代表者森澤電機工業株式会社代表取締役森澤久雄と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第157号と同じ。

(参考)

工 事 名 (仮称) 栃木市文化芸術館電気設備工事

工事場所 栃木市入舟町地内

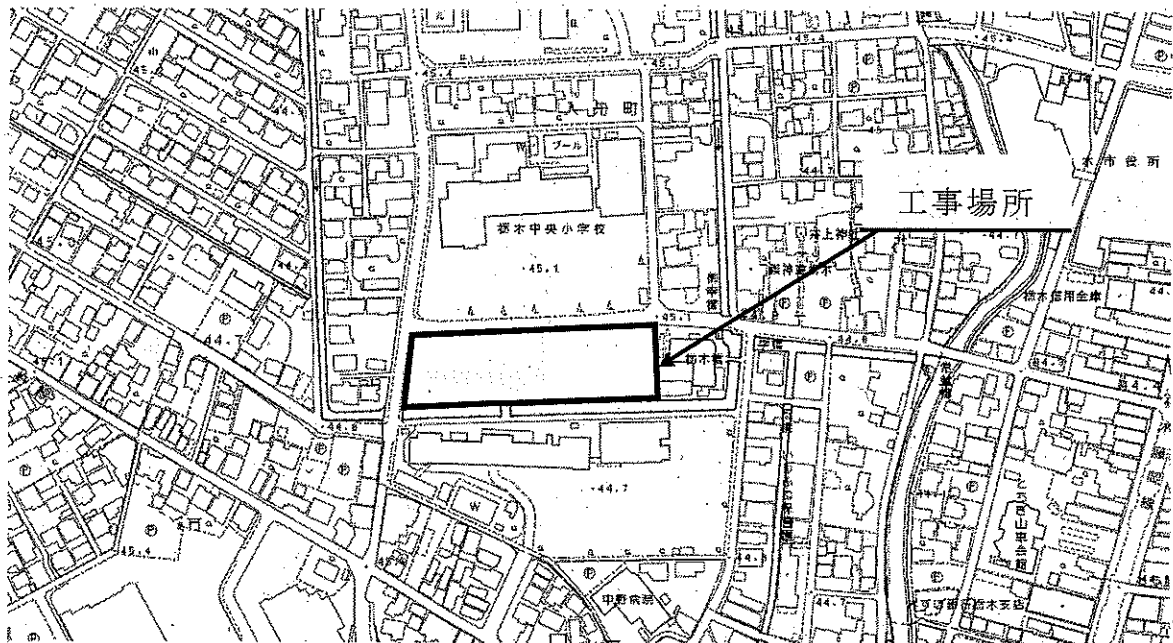
工事概要 電気設備工事

電灯、動力、幹線、受変電、発電 外

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

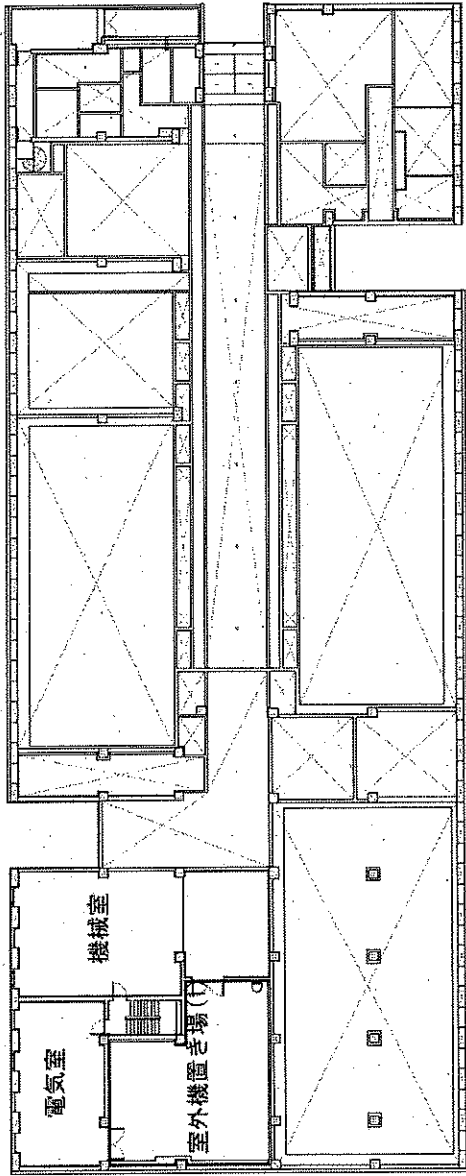
・建築面積 2, 191.98㎡

・延床面積 2, 375.41㎡

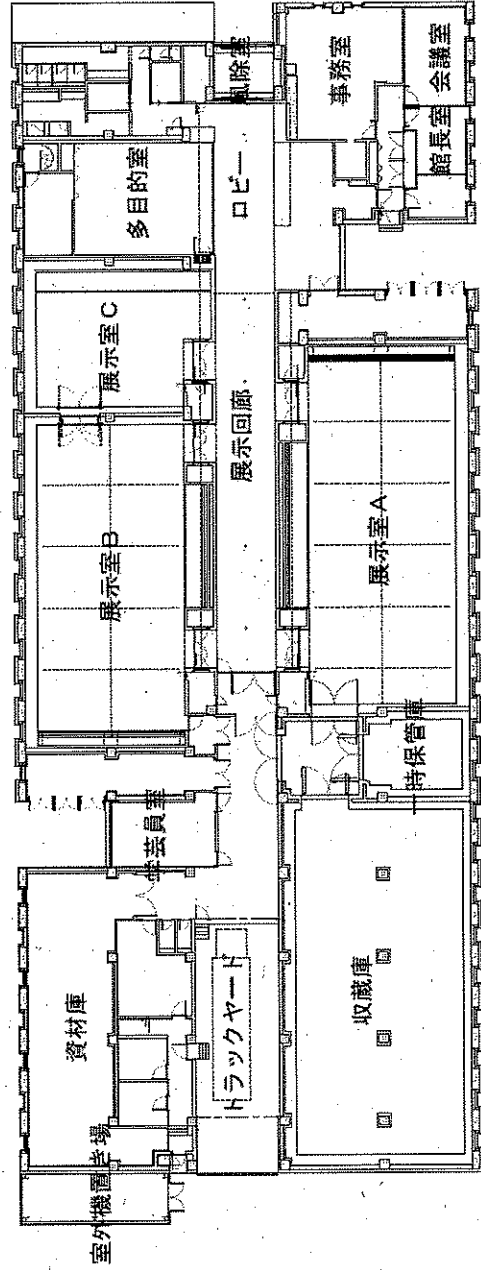


位置図

(仮称) 栃木市文化芸術館



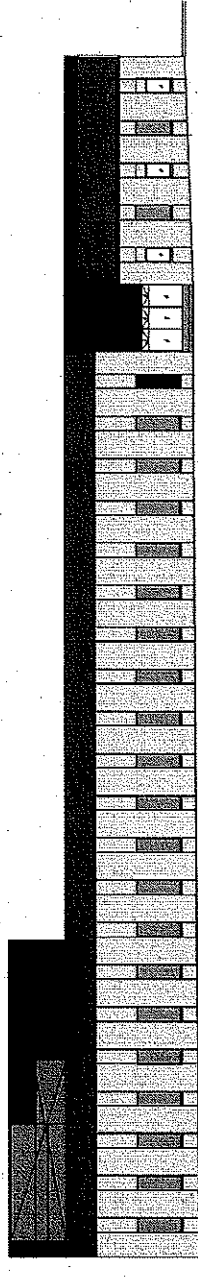
2階平面図



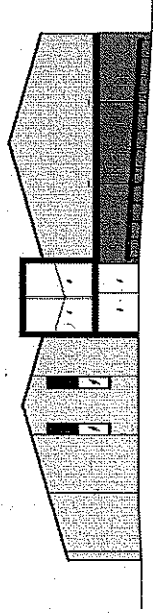
1階平面図



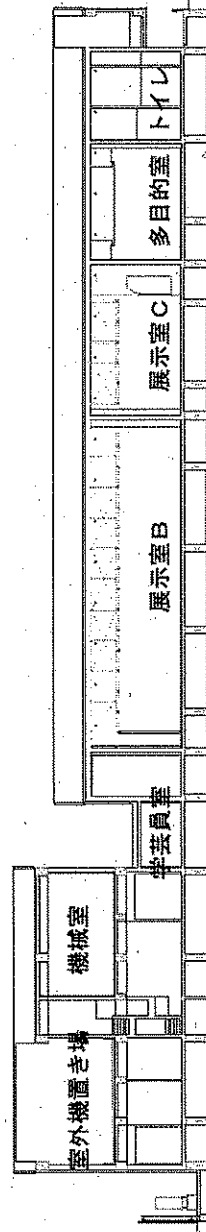
(仮称) 栃木市文化芸術館



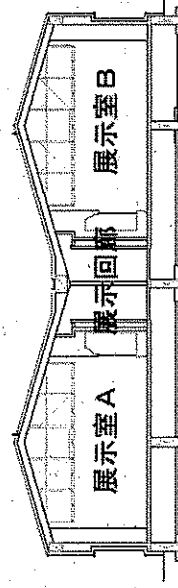
南立面図



東立面図



断面図



断面図

(文 化 課)

議案第161号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市大平町西水代2767番地トリタ・ユタカ特定建設  
工事共同企業体代表者トリタ設備工事株式会社代表取締役西田淳と締結する  
ことについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第157号と同じ。

(参考)

工 事 名 (仮称) 栃木市文化芸術館機械設備工事

工事場所 栃木市入舟町地内

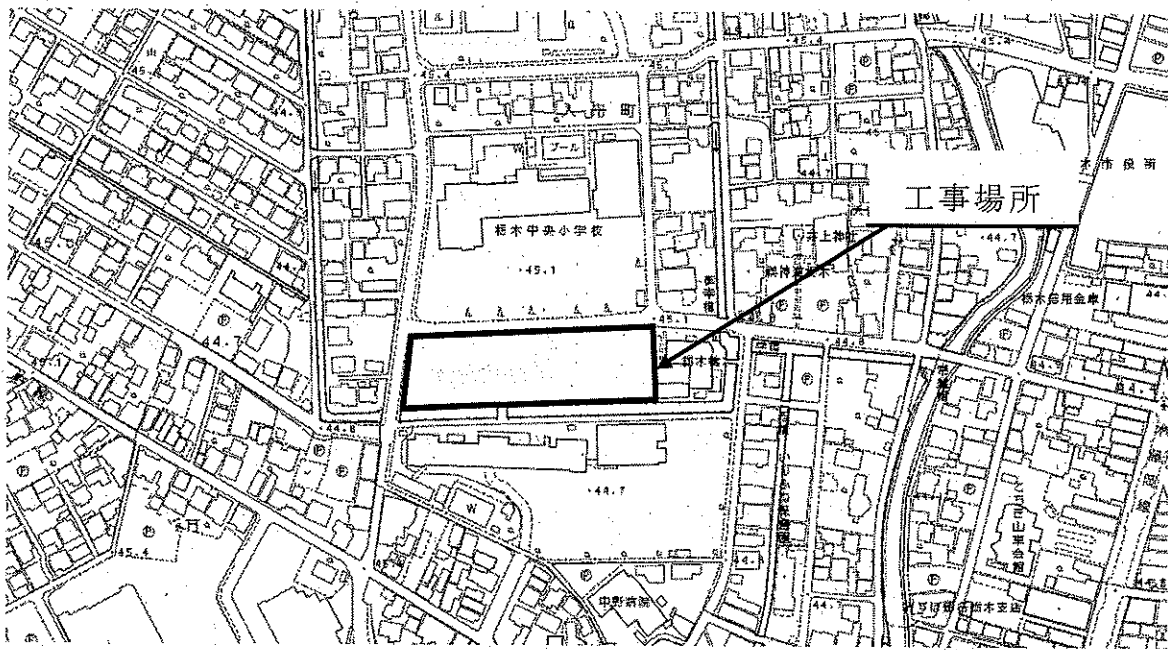
工事概要 機械設備工事

空気調和、換気、自動制御、衛生器具、給水 外

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

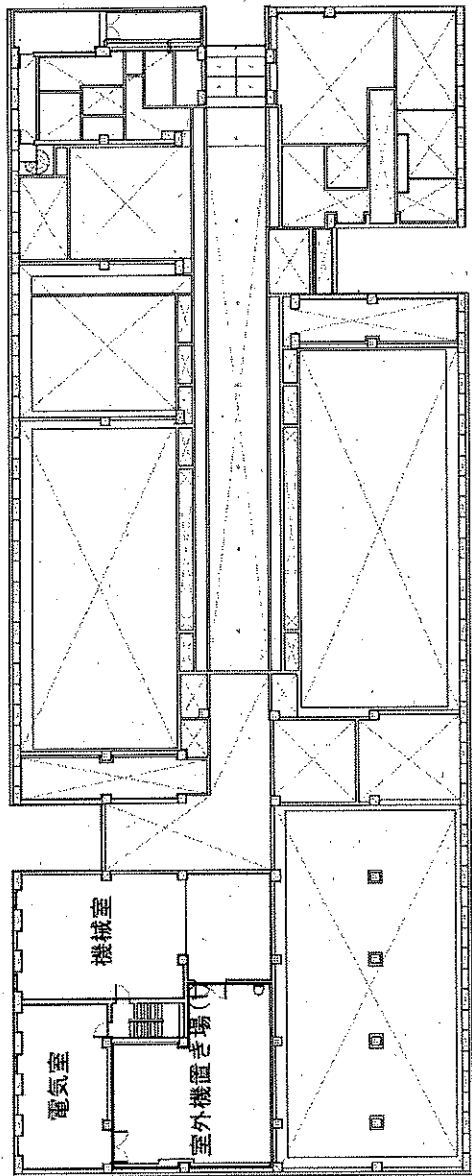
・建築面積 2, 191.98㎡

・延床面積 2, 375.41㎡

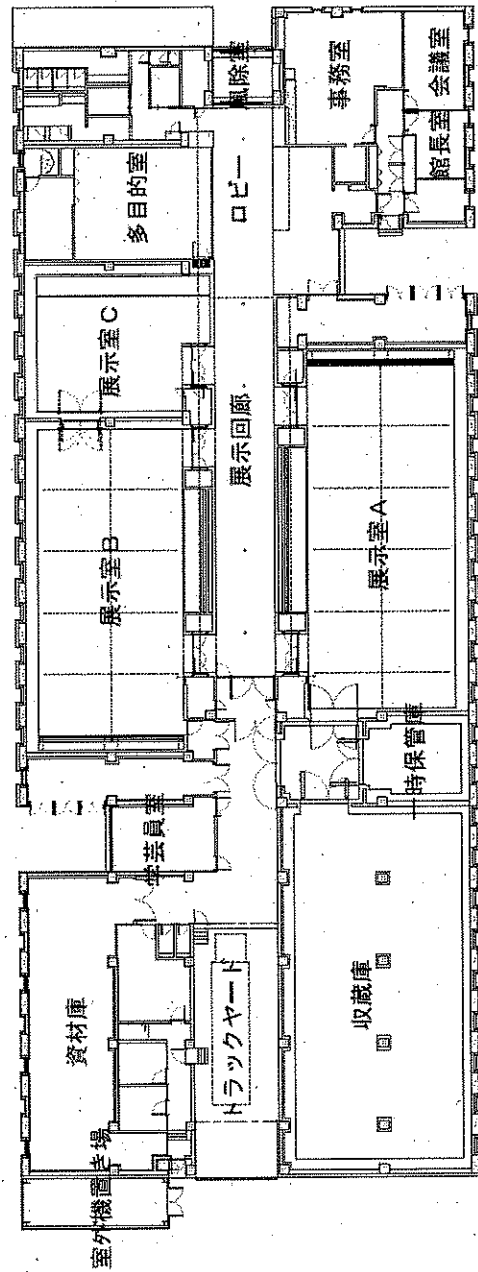


位置図

(仮称) 栃木市文化芸術館

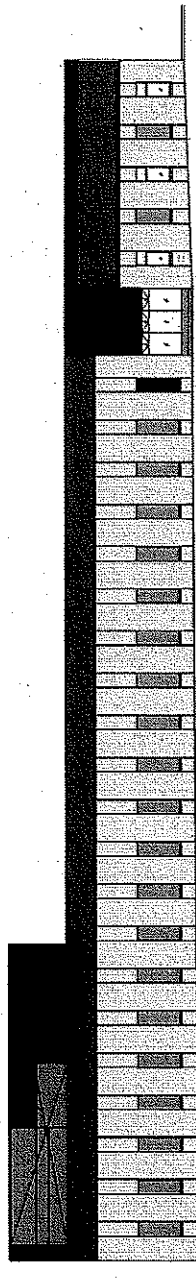


2階平面図

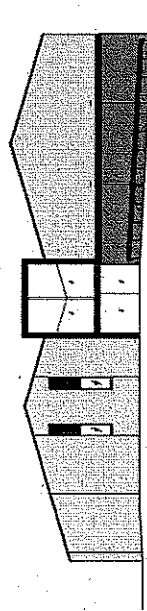


1階平面図

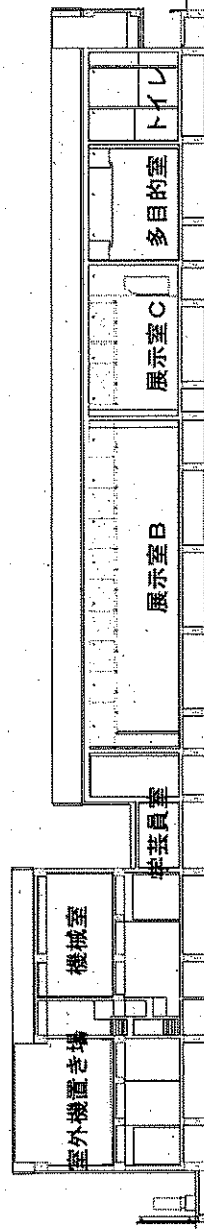
(仮称) 栃木市文化艺术館



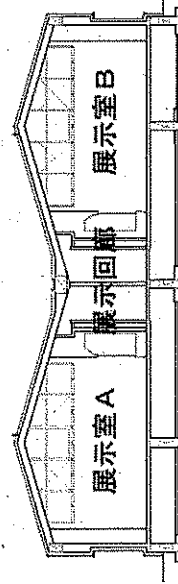
南立面図



東立面図



断面図



断面図

財産の処分について

提案理由

栃木市千塚町地内の土地を備後漬物株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

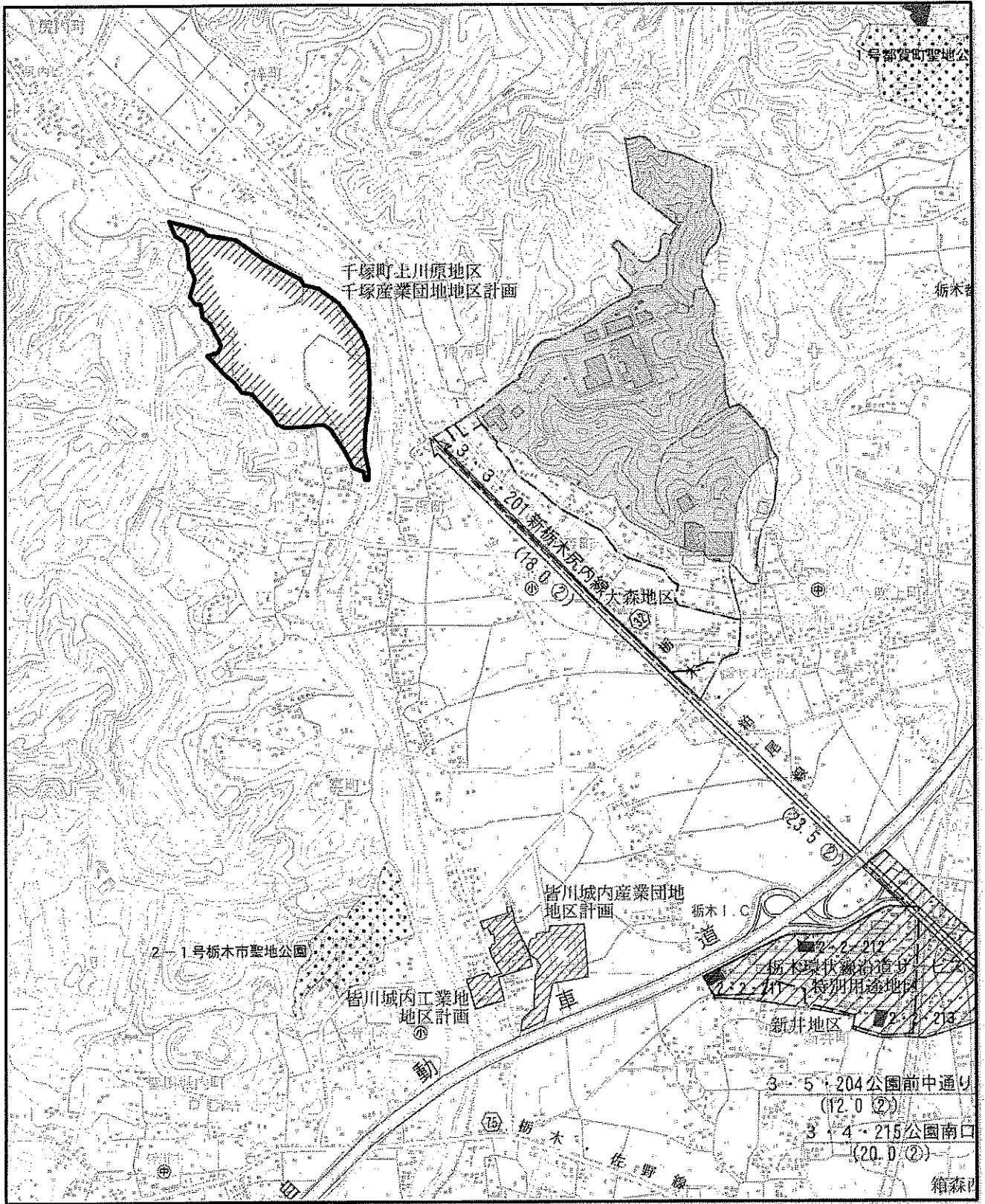
栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の

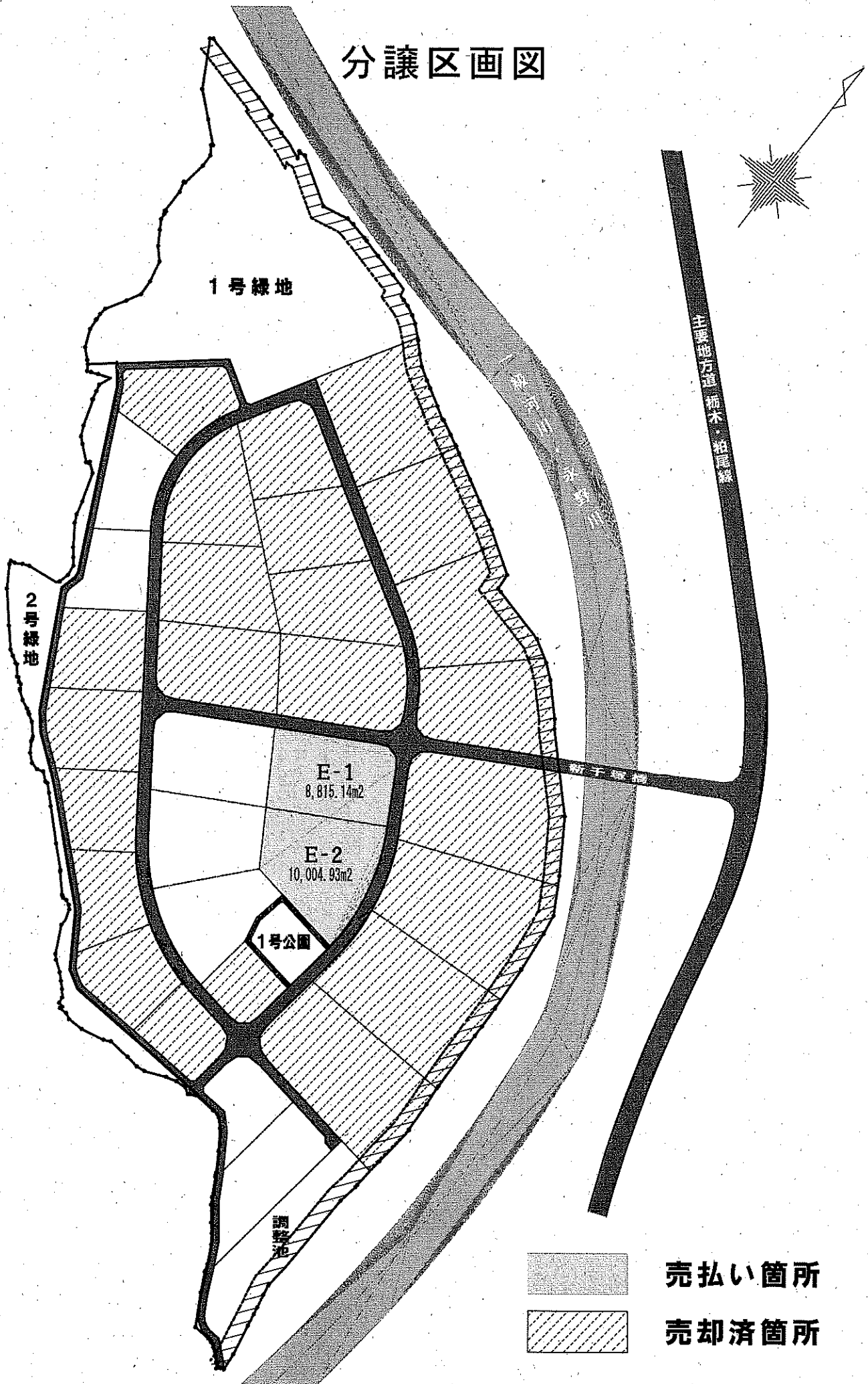
不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

# 位置図





# 分譲区画図



(産業基盤整備課)

議案第163号

## 財産の処分について

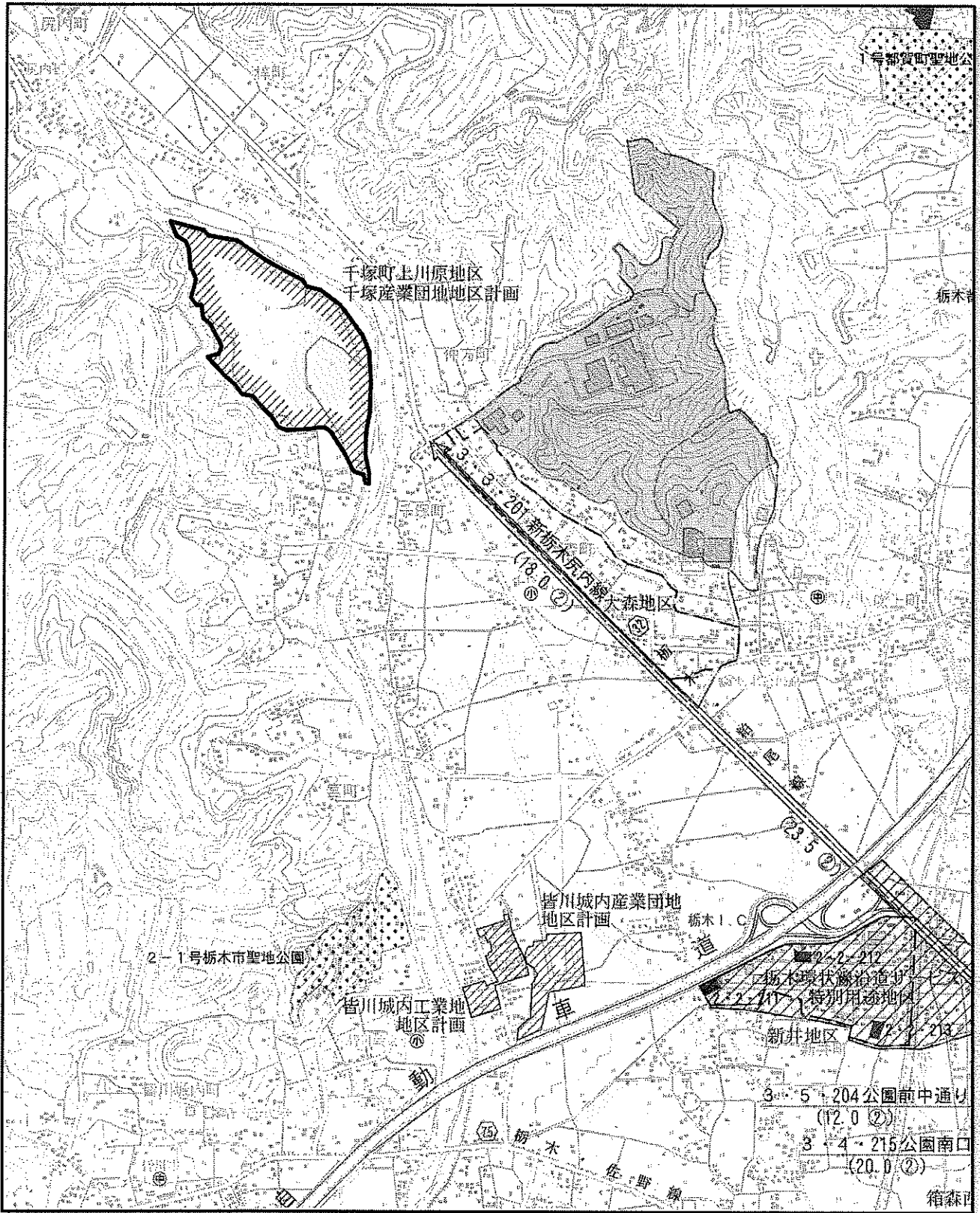
### 提案理由

栃木市千塚町地内の土地をトレーラーハウスデベロップメント株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

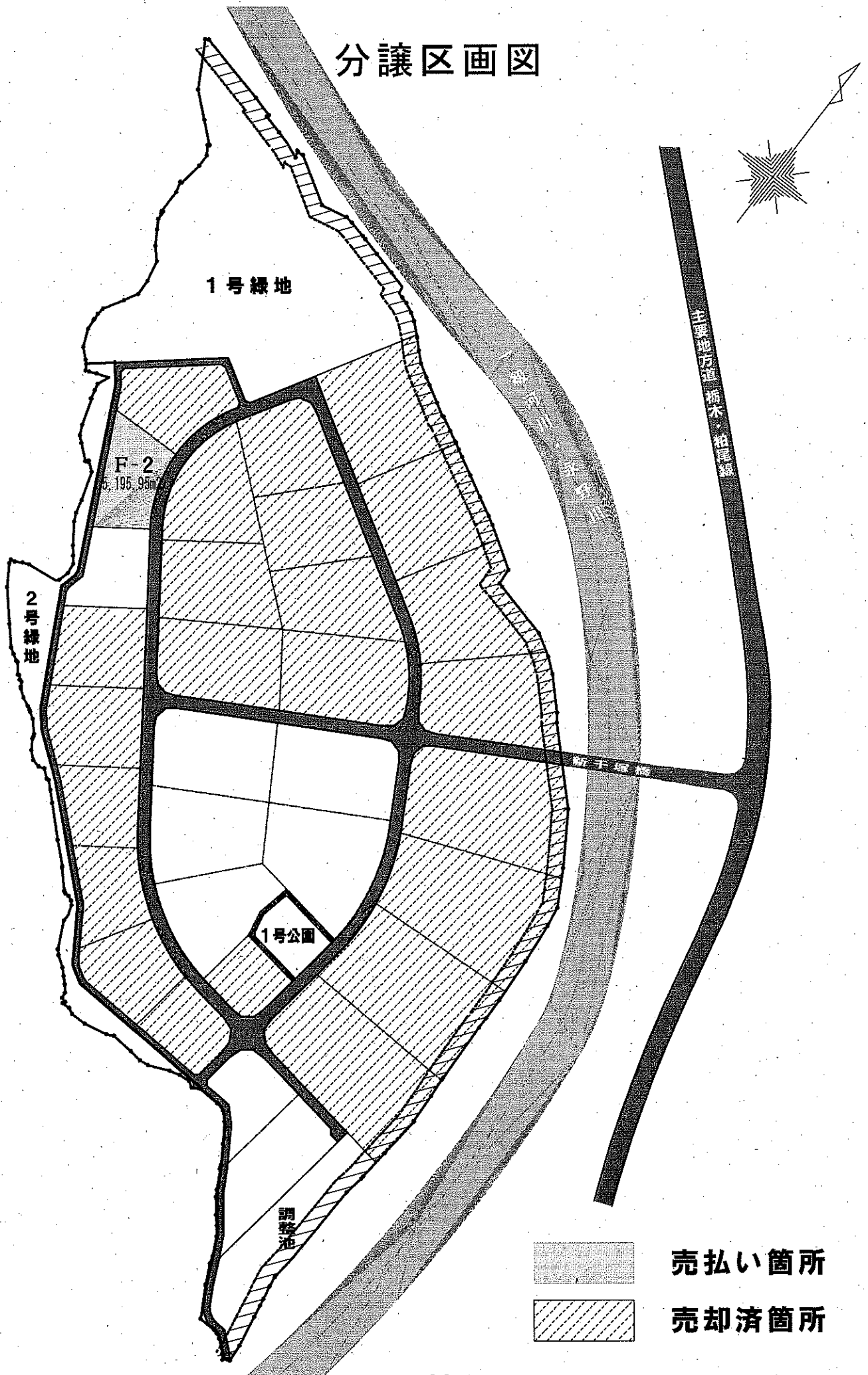
### 〔参照条文〕

議案第162号と同じ。

# 位置図



# 分譲区画図



(福祉総務課)

議案第164号

## 指定管理者の指定について

### 提案理由

栃木市北部健康福祉センターの指定管理者に株式会社フクシ・エンタープライズを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

### 〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(地域包括ケア推進課)

議案第165号

## 指定管理者の指定について

### 提案理由

栃木市西方ふれあいプラザの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協  
議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

### 〔参照条文〕

議案第164号と同じ。



